

# 伊佐市農業集落排水事業 經營戰略(案)



令和3年3月

伊佐市 建設課 住宅・下水道係

# 目次

1.	経営戦略の策定に当たって.....	1
(1)	経営戦略の策定の趣旨.....	1
(2)	経営戦略の対象事業.....	1
(3)	経営戦略の対象期間.....	1
(4)	経営戦略の位置付け.....	2
2.	伊佐市農業集落排水事業の概要.....	3
(1)	事業の現況.....	3
(2)	民間活力の活用等.....	11
(3)	経営分析.....	12
3.	将来の事業環境.....	24
(1)	現状をベースにした将来人口の推移.....	24
(2)	処理区域内人口、有収水量の予測.....	25
(3)	使用料収入の見通し.....	26
(4)	施設の見通し.....	26
(5)	組織の見通し.....	28
4.	伊佐市農業集落排水事業の課題.....	29
(1)	財源の確保.....	29
(2)	建設投資の適正化・縮減化.....	31
(3)	業務体制の強化.....	32
5.	経営の基本方針.....	33
6.	効率化・健全化の取組み.....	34
(1)	経営基盤の強化.....	34
(2)	投資の合理化.....	37
(3)	安定した管理体制の確立.....	38
7.	投資・財政計画.....	39
(1)	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	39
8.	経営戦略の事後検証、改定等に関する事項.....	43
	【別紙】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－収益的収支.....	1
	【別紙】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支.....	2
	【別紙】農業集落排水事業 経営比較分析表.....	3

## 1. 経営戦略の策定に当たって

### (1) 経営戦略の策定の趣旨

伊佐市農業集落排水事業を取り巻く経営環境は、人口減少や節水型社会の浸透による使用料収入の減少、施設の老朽化に伴う更新費用の増加などにより厳しさを増しています。

このような中、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むために、総務省から「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）や「経営戦略の策定推進について」（平成28年1月26日付 総務省自治財政局公営企業課長等通知）が発出され、公営企業の経営戦略の策定が要請されています。

また、経済・財政再生計画改革工程表（平成27年12月24日経済財政諮問会議）においては、平成32年度（令和2年度）までに公営企業の経営戦略策定率を100%にするとしており、全ての公営企業で経営戦略の策定が求められています。

保有する資産の老朽化に伴う大量更新期の到来や人口減少等に伴う料金収入の減少等により、経営環境は厳しさを増しており、不断の経営健全化の取組が求められます。

このような厳しい環境下においても、伊佐市農業集落排水事業の将来見通しを踏まえ、将来にわたって安定的に事業を継続していくため、中長期的な経営の基本計画として、経営戦略を策定するものです。

### (2) 経営戦略の対象事業

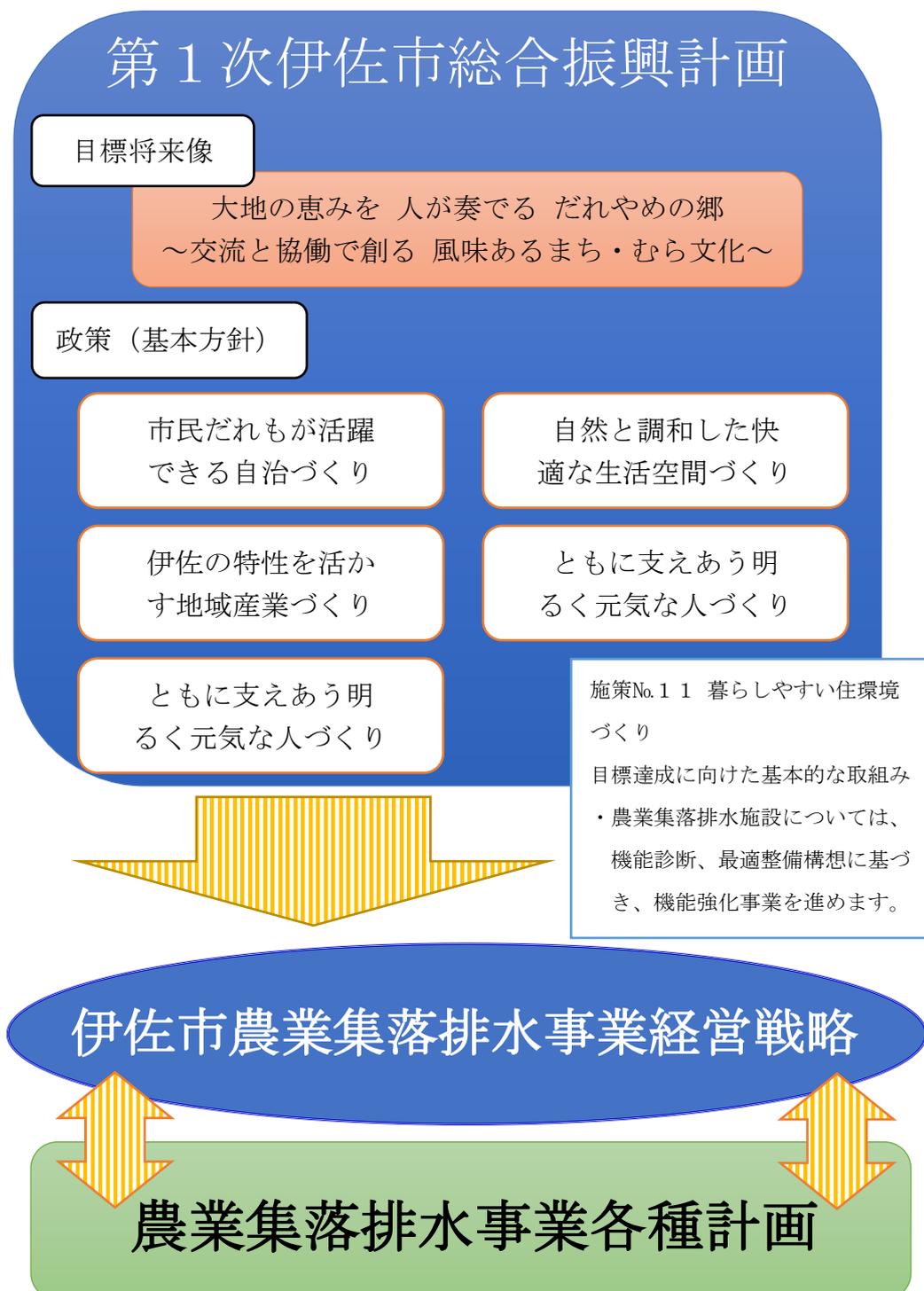
本経営戦略は農業集落排水事業を対象に策定しています。

### (3) 経営戦略の対象期間

経営戦略は中長期的な経営の基本計画であり、10年以上を基本としていることから、本市の農業集落排水事業においては、令和3年度から令和12年度までの10年間の計画の対象期間とします。

#### (4) 経営戦略の位置付け

本計画は、伊佐市農業集落排水事業が進むべき方向として中長期的な事業運営の方針を示したものです。「第1次伊佐市総合振興計画」を上位計画とし、整合性を図りながら、策定しています。



## 2. 伊佐市農業集落排水事業の概要

### (1) 事業の現況

伊佐市農業集落排水事業は、農業用水の水質保全および生活環境の整備を行い、農業生産の増大と生活環境の向上を目的とした農業集落排水施設の整備に取り組んできました。

伊佐市は平成20年11月1日に旧大口市と旧菱刈町が合併して誕生した町であり、旧大口市の平出水地区（平出水中央の一部、向江、湍辺）と旧菱刈町の菱刈中央地区（前目宇都、前目中、前目下、前目麓、麓後、新町、停車場、本町）及び菱刈北部地区（花北上、花北下、重留東、重留西、重留南、田中上、田中中、田中下、産野、薬師、下市山の一部）の3地区を管理しています。平出水地区については、平成12年度に事業着手し平成16年度に供用開始しています。また、菱刈中央地区については、昭和60年度に事業着手し平成元年度に供用開始しており、菱刈北部地区については、平成7年度に事業着手し平成12年度に供用開始しています。

処理区域内人口密度	10.8 (人/ha)
現在処理区域内人口	3,064 (人)
現在処理区域面積	284 (ha)

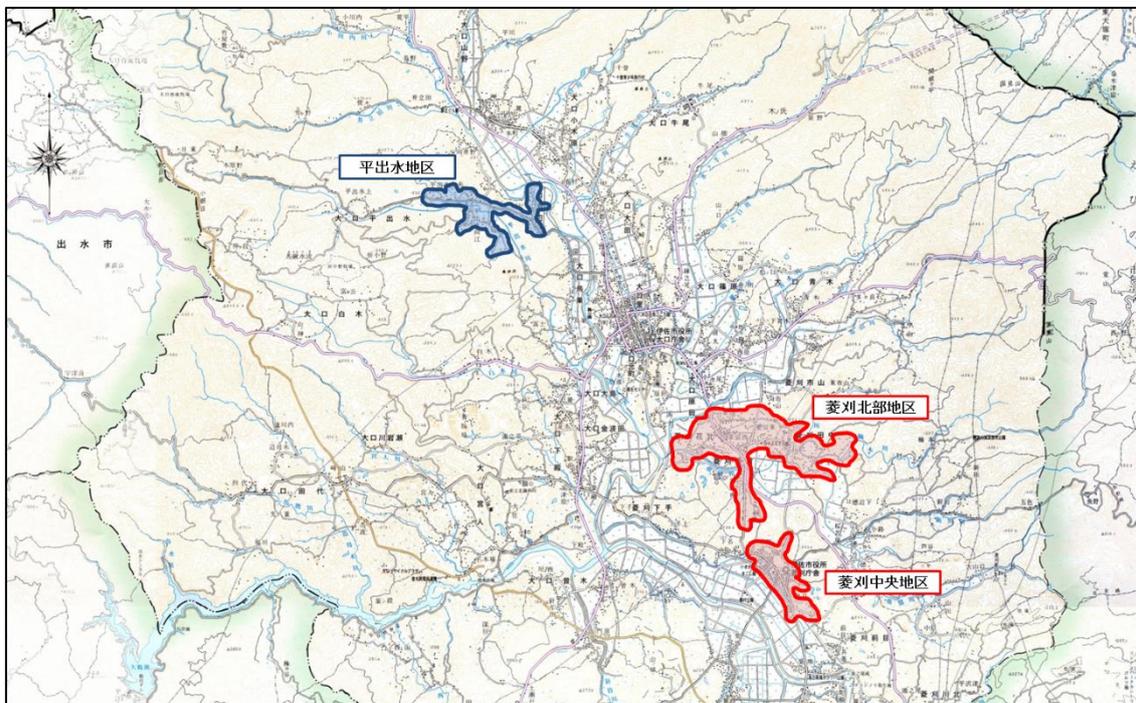


図2-1 農業集落排水事業の位置図

### ①施設の概要

管路施設の管理状況は、管路施設の重要度に応じて定期的に点検を行うと共に、中継ポンプ施設等の定期的な清掃などを行い、常時水理機能が発揮できるような維持管理を行っています。汚水処理施設の管理状況は、定期的な日常点検を実施し、機械・電気設備等について消耗部品の取替え等を行い、常時汚水処理機能、汚泥処理機能等が発揮できるよう維持管理を行っています。

#### ア) 平出水地区

供用開始年月日(供用開始後年数)	平成16年10月1日(16年)
流域下水道等への接続の有無	無
管路延長	11,204(m)
中継ポンプ	7(基)
処理場数	1(箇所)
処理方式	JARUS-XIV96型 (連続流入間欠ばっ気方式)
処理計画人口	490(人)
計画汚水量	161.7(m <sup>3</sup> /日)



イ) 菱刈中央地区

供用開始年月日(供用開始後年数)	平成元年7月(32年)
流域下水道等への接続の有無	無
管路延長	10,498(m)
中継ポンプ	1(基)
処理場数	1(箇所)
処理方式	JARUS-Ⅲ96型 (流量調整槽前置型嫌気ろ床槽併用接触 ばっ気方式)
処理計画人口	1,800(人)
計画汚水量	486.0(m <sup>3</sup> /日)



ウ) 菱刈北部地区

供用開始年月日(供用開始後年数)	平成12年7月(20年)
流域下水道等への接続の有無	無
管路延長	34,312(m)
中継ポンプ	12(基)
処理場数	1(箇所)
処理方式	JARUS-XI96型 (回分式活性汚泥方式)
処理計画人口	3,120(人)
計画汚水量	1,030.0(m <sup>3</sup> /日)



## ②使用料の概要

伊佐市農業集落排水事業の使用料体系は、使用水量に応じて算定する従量制ではなく、使用する世帯人数に応じて料金を算定する人数制を採用しています。令和元年11月使用分から消費税率改正に伴う改定を行いました。農業集落排水事業の1か月当たりの使用料（税抜き）は次のとおりです。

使用料金表（1ヵ月あたり）※一般家庭（税抜き）

世帯人数	基本料金	人数割	合計
1人	1,500円	500円	2,000円
2人	1,500円	1,000円	2,500円
3人	1,500円	1,500円	3,000円

以降は人数に応じて

使用料金表（1ヵ月あたり）※業務施設、公民館等（税抜き）

使用区分	基本料金	業務料金
業務施設A	—	30,000円
業務施設B	—	15,000円
業務施設C	—	5,000円
その他の施設	2,500円	—

※業務施設A：使用人数50人～又は排水量が250m<sup>3</sup>/月以上。業務施設B：使用人数30～50人未満又は排水量が100m<sup>3</sup>～250m<sup>3</sup>/月未満。業務施設C：使用人数30人未満又は排水量が100m<sup>3</sup>/月未満。

※使用人数とは、固定職員及びその施設を4時間以上使用する人数。

※その他施設：業務施設以外の施設で公民館及び公衆トイレ等。

また、実質的な使用料（料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m<sup>3</sup>を乗じたもの（一般家庭用のみでなく業務施設等を含む））は次のとおりです。

※下水道使用料÷有収水量＝使用料単価 使用料単価×20m<sup>3</sup>

実質的な使用料 （20m <sup>3</sup> あたり）	令和元年度	3,044円
	下水道使用料	42,995千円
	年間有収水量	282,500m <sup>3</sup>

平成28年度から使用料収入が増加していますが、年間有収水量は減少傾向にあります。

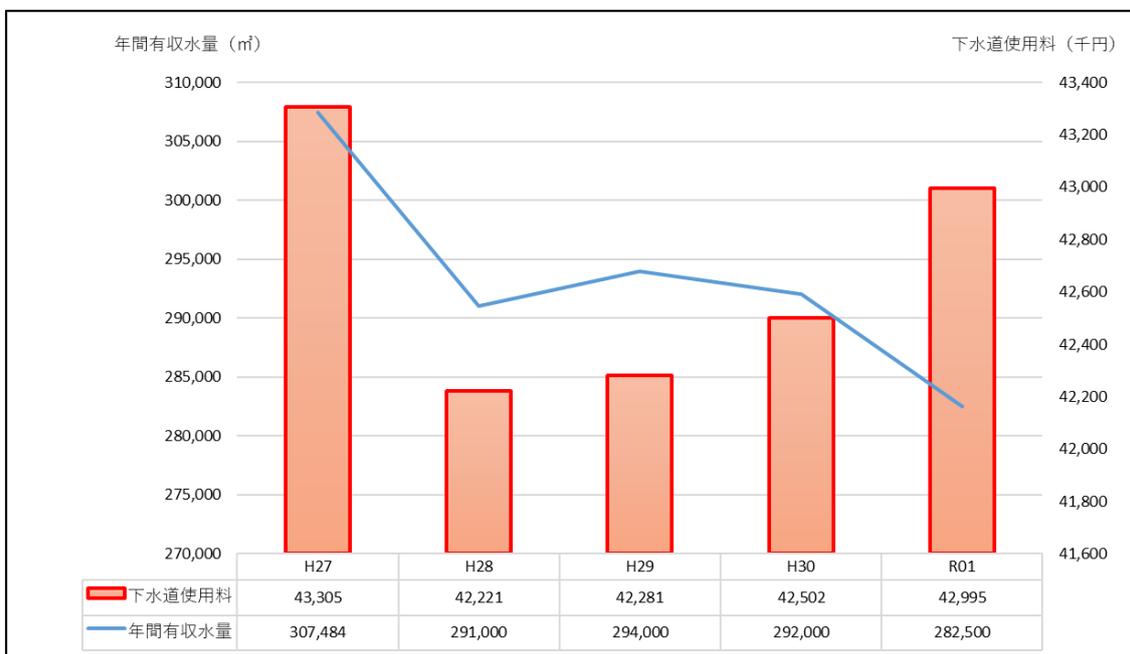


図 2-2 下水道使用料の推移

### ③維持管理費の概要

伊佐市農業集落排水事業は、維持管理費の削減に努めています。平成27年度より減少傾向にあります。

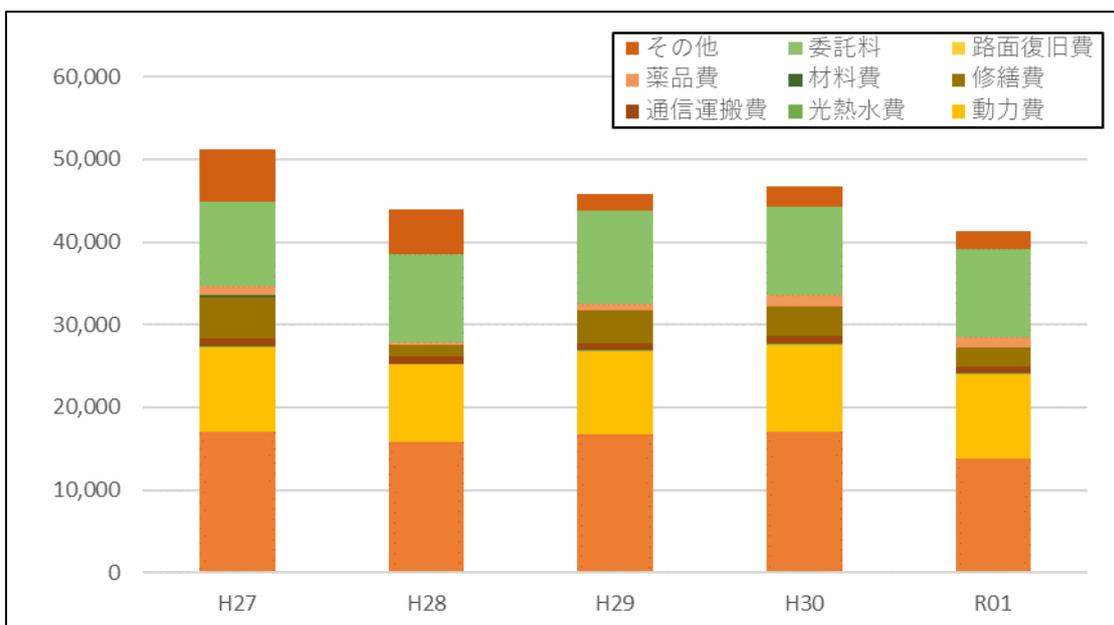


図 2-3 維持管理費の推移

#### ④資本費の概要

伊佐市農業集落排水事業は、着実な地方債の償還を進めており、残高の削減に努めています。

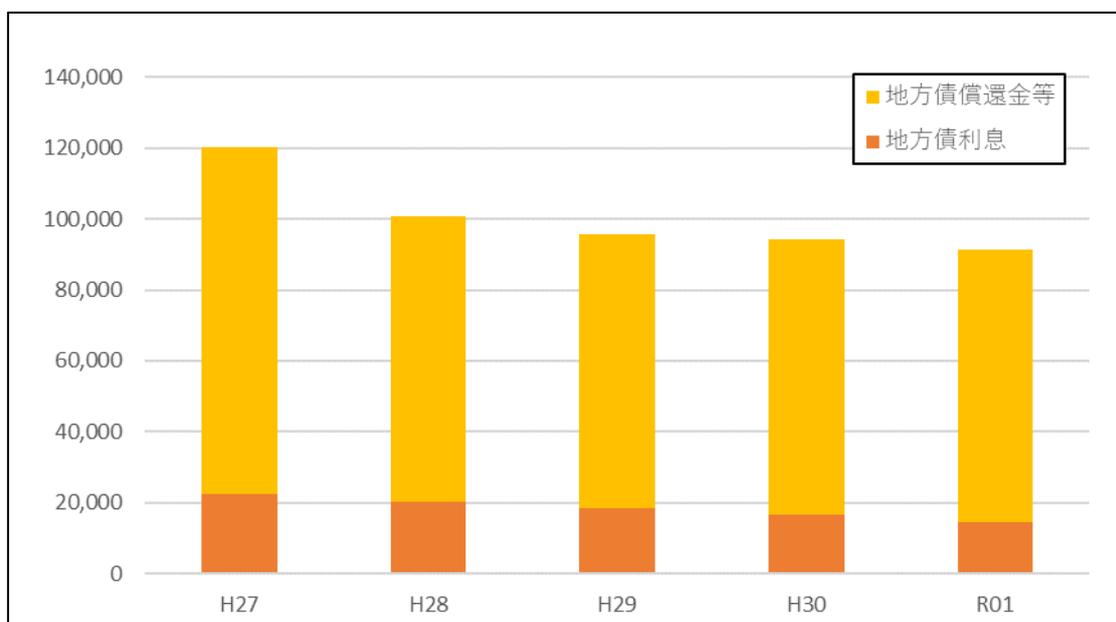


図 2-4 資本費の推移

#### ⑤一般会計繰入金の概要

公営企業である農業集落排水事業においては、その経営に要する経費は経営に伴う収入（使用料）をもって充てる独立採算制が原則とされています。しかしながら、「その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費」及び「当該公営企業の性質上能率的な経営を行なってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」については、一般会計等で負担するものとされています。

「繰出基準」に基づく一般会計から農業集落排水事業への繰入金を基準内繰入金、「繰出基準」に基づかない一般会計から農業集落排水事業への繰入金を基準外繰入金といいます。各年度の繰入金の状況は次のとおりです。

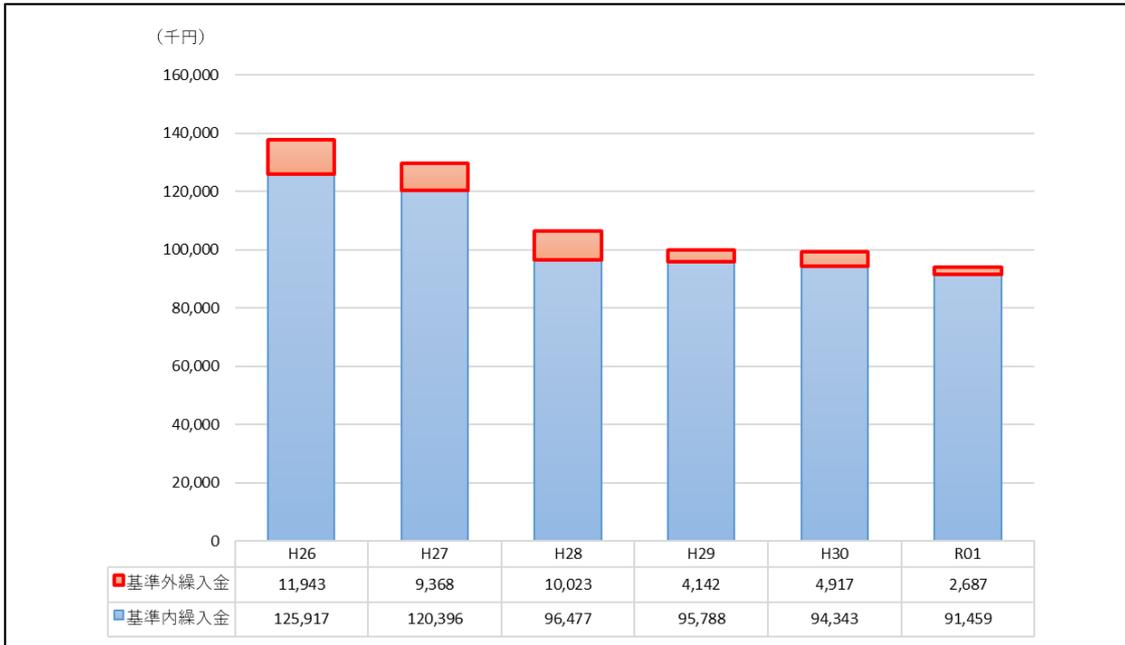


図 2-5 繰入金の推移

⑥組織の概要

伊佐市農業集落排水事業は、建設課住宅・下水道係で運営しています。

ア) 職員数 2名（損益勘定職員2名、資本勘定職員0名）

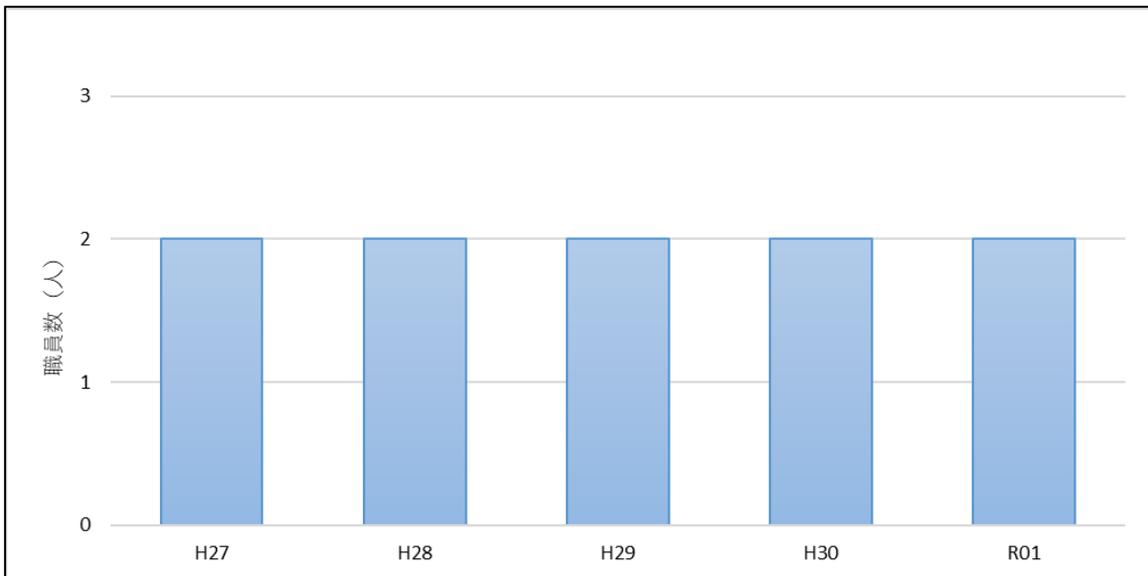
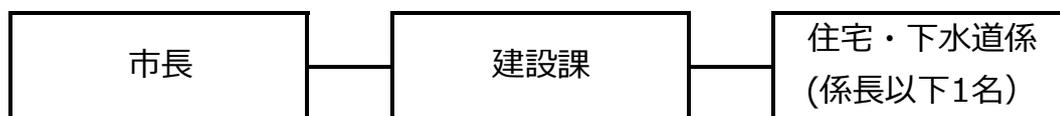


図 2-6 過去5年間の職員数推移

イ) 事業運営組織図 (令和2年4月1日)



ウ) 事務分掌

課	係	事務内容
建設課	住宅・ 下水道係	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 農業集落排水の使用料徴収に関すること。</li><li>・ 農業集落排水の維持管理に関すること。</li><li>・ 農業集落排水事業特別会計の経理に関すること。</li></ul>

(2) 民間活力の活用等

①民間委託の状況

農業集落排水施設の管理・運營業務を委託しています。また、機能強化設計積算業務を委託しています。

②広域化・共同化の状況

施設の広域化・共同化を促進するための『鹿児島県生活排水処理「広域化・共同化計画」検討会』始良・伊佐地区の作業部会が令和2年10月より開催されており、共同化パターン等を検討しています。

③機能診断、最適整備構想の策定

菱刈中央地区、菱刈北部地区、平出水地区で造成された施設の老朽化及び機能低下状況を把握するため平成24年度に実施した機能診断調査を踏まえ、施設の機能保全計画及び最適整備構想を策定しました。

### (3) 経営分析

経営分析を行うことにより、公営企業の経営の現状、課題等を的確・簡明に把握することができます。具体的には、過去の値との経年比較や他の団体との比較を行うことで、経営の現状、課題等の相対的な評価、自らのポジションの認識を行うことができます。

#### ア) 収益的収支比率

##### 【算出式】

$$\text{総収益} \div (\text{総費用} + \text{地方債償還金}) \times 100$$

##### 【指標の意味】

料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

伊佐市農業集落排水事業の『収益的収支比率』は、使用料収入が微増していますが、基準外繰入金の減少により総収益が減少しており、総費用及び地方債償還金の減少よりも総収益の減少の方が大きいため、比率としては平成28年度から平成30年度は下落傾向となっています。

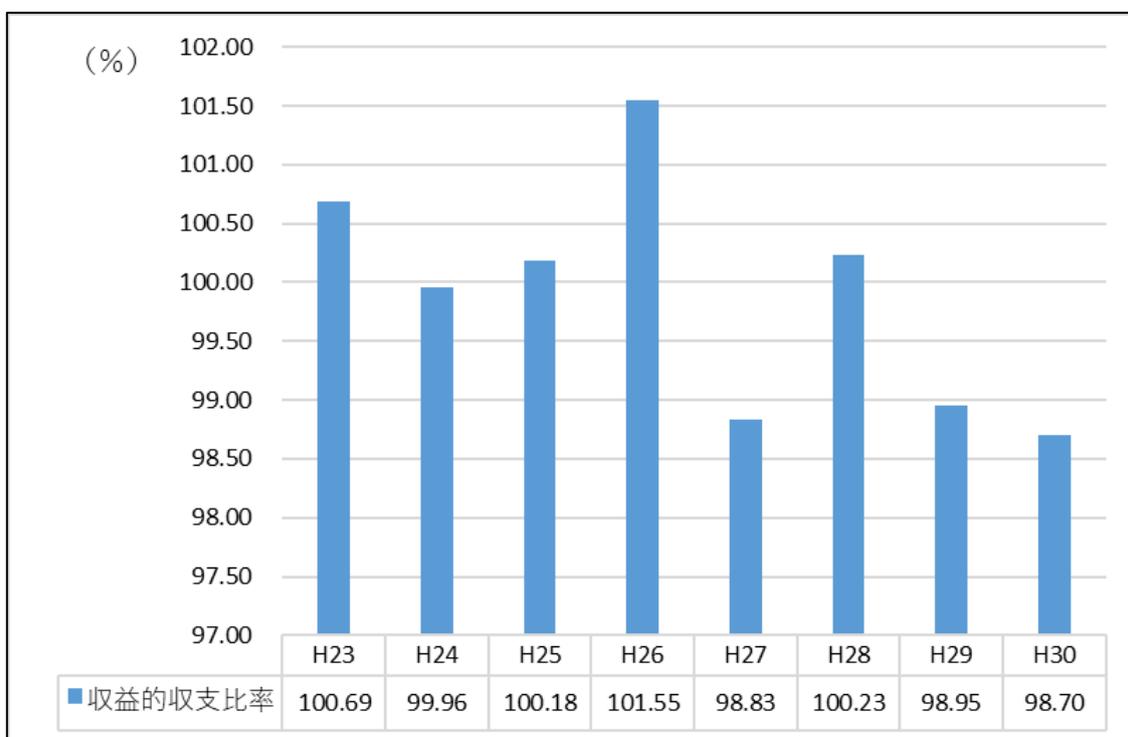


図 2-7 【伊佐市】収益的収支比率の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『収益的収支比率』を、他団体（鹿児島県内の市に限定した場合）と比較した場合、本市は10団体中3番目に位置づけられます。100%には達していませんが、他団体と比較して良好な数値となっています。また、他県の平均値（各県内の市に限定した場合の平均値（法非適用のみ））と比較した場合でも上位に位置づけられます。

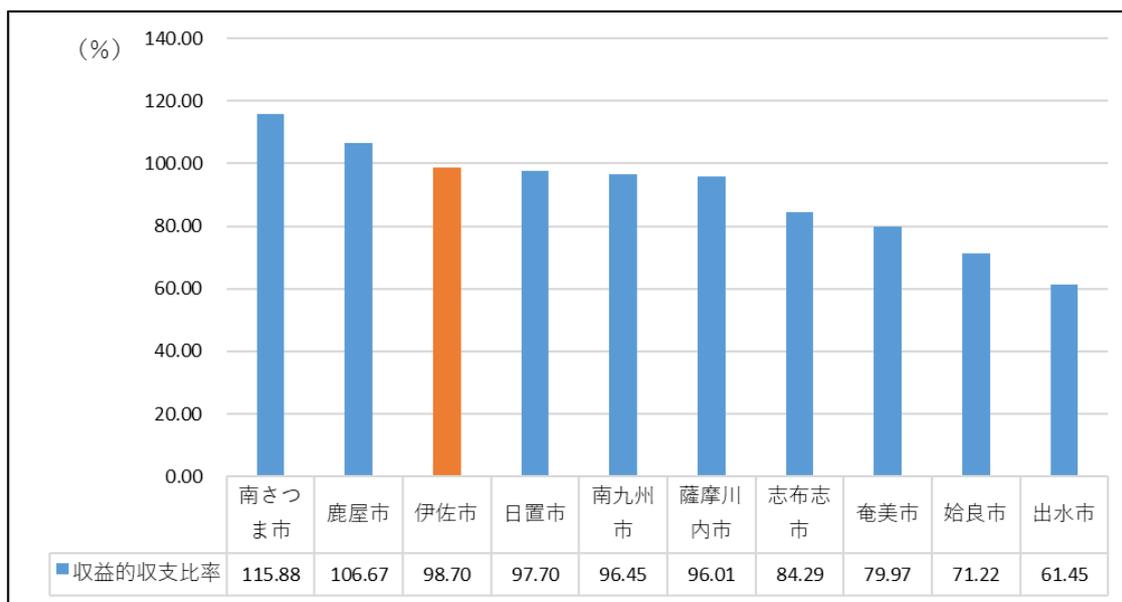


図2-8 収益的収支比率の他団体比較（H30）

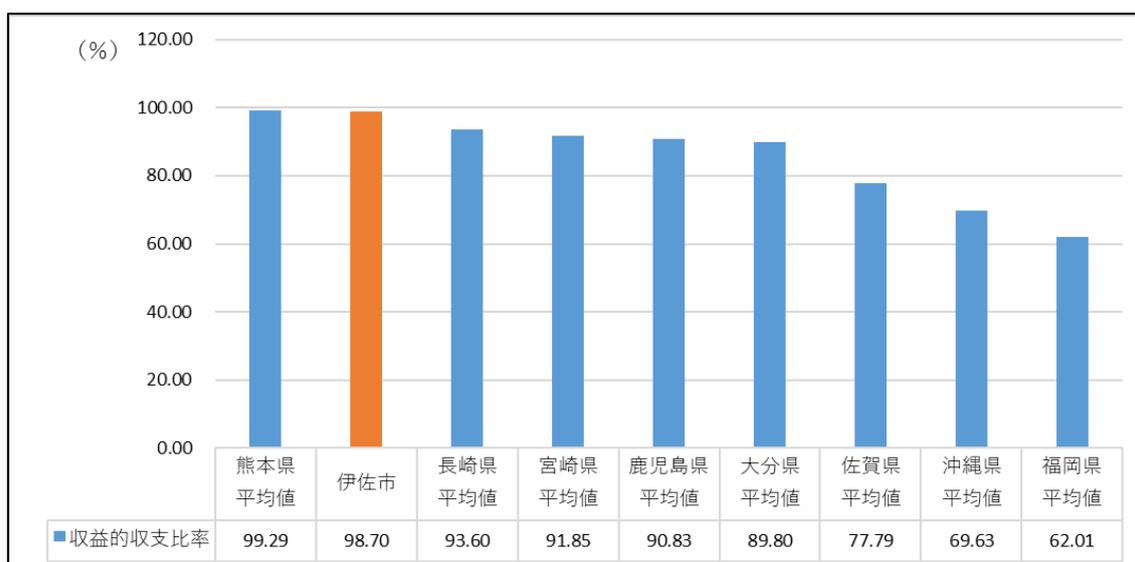


図2-9 収益的収支比率の他県比較（H30）

イ) 企業債残高対事業規模比率

【算出式】

(地方債現在高合計-一般会計負担額) ÷ (営業収益-受託工事収益-雨水処理負担金) × 100

【指標の意味】

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

伊佐市農業集落排水事業の『企業債残高対事業規模比率』は、企業債の着実な償還により平成25年度から平成30年度にかけて下落しています。平成30年度では0.12%と低い数値になっています。企業債残高についても平成15年度をピークに減少しています。

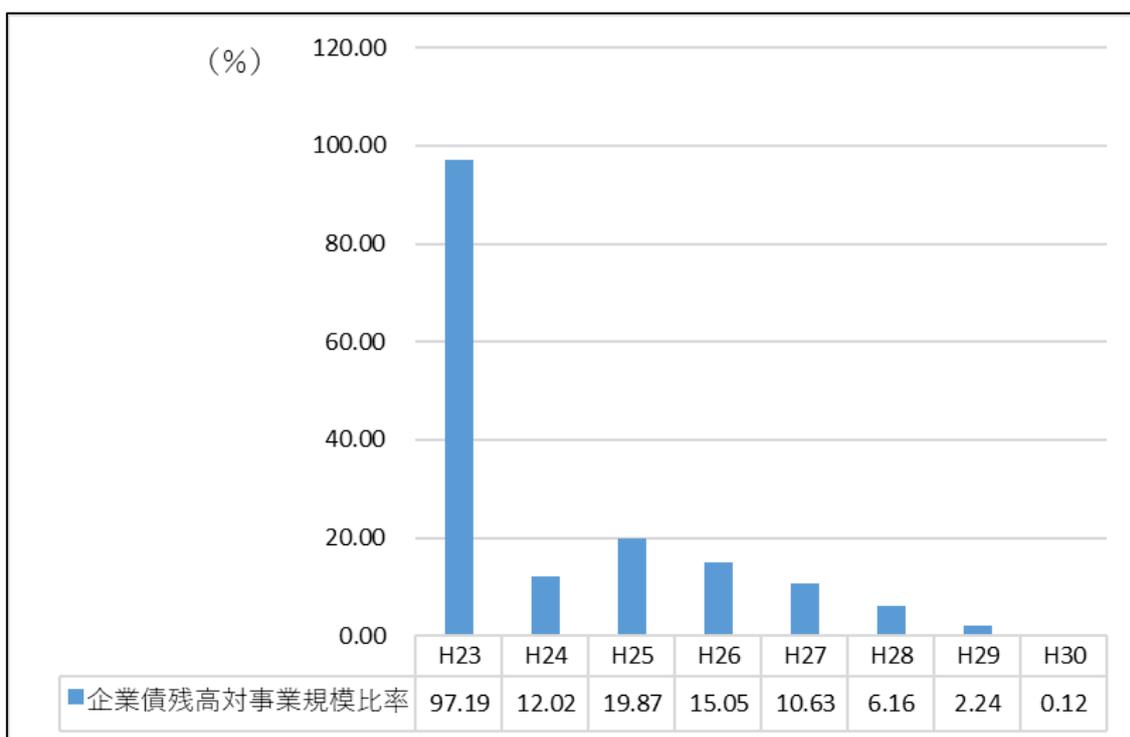


図2-10 【伊佐市】企業債残高対事業規模比率の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『企業債残高対事業規模比率』を、他団体と比較した場合、本市は10団体中5番目に位置づけられます。また、他県の平均値と比較した場合では上位に位置づけられます。

当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体に比べて悪い数値にはなっていません。

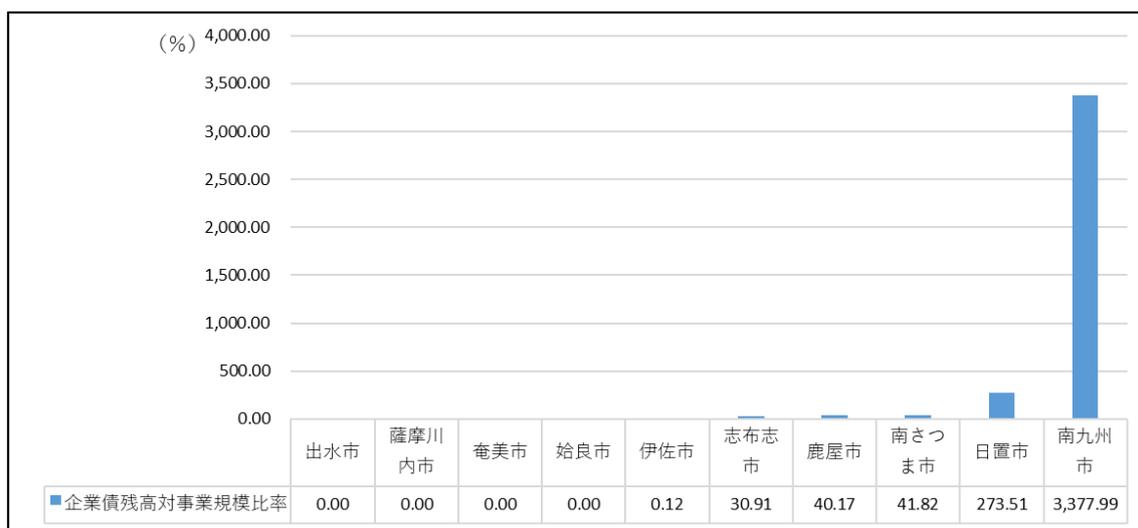


図2-1-1 企業債残高対事業規模比率の他団体比較（H30）

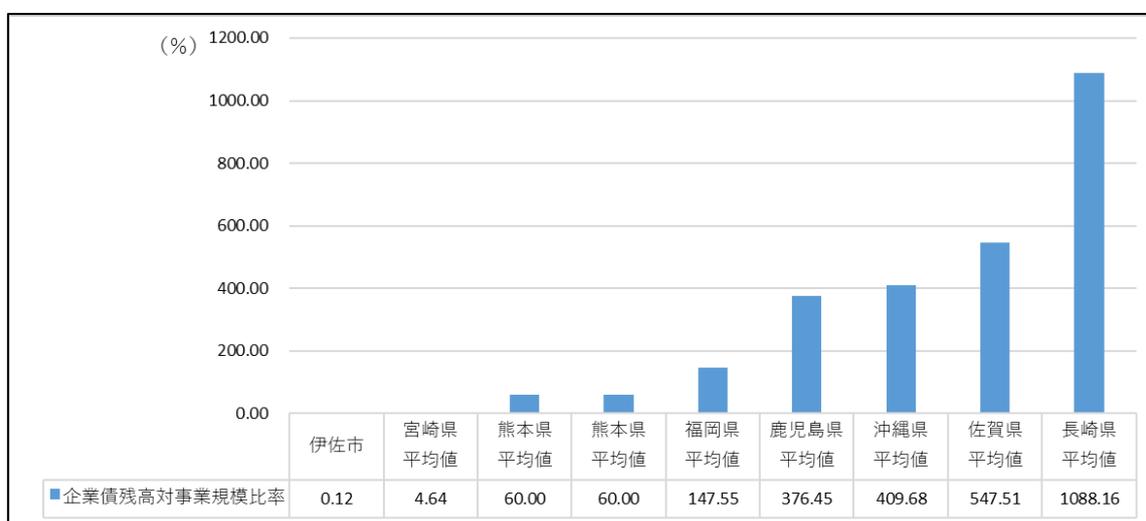


図2-1-2 企業債残高対事業規模比率の他県比較（H30）

## ウ) 経費回収率

### 【算出式】

下水道使用料÷汚水処理費（公費負担分を除く）×100

### 【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である。

伊佐市農業集落排水事業の『経費回収率』は、使用料収入が平成28年度以降で微増していますが、汚水処理費用の増加が使用料収入の増加を上回ったため比率としては下落しています。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

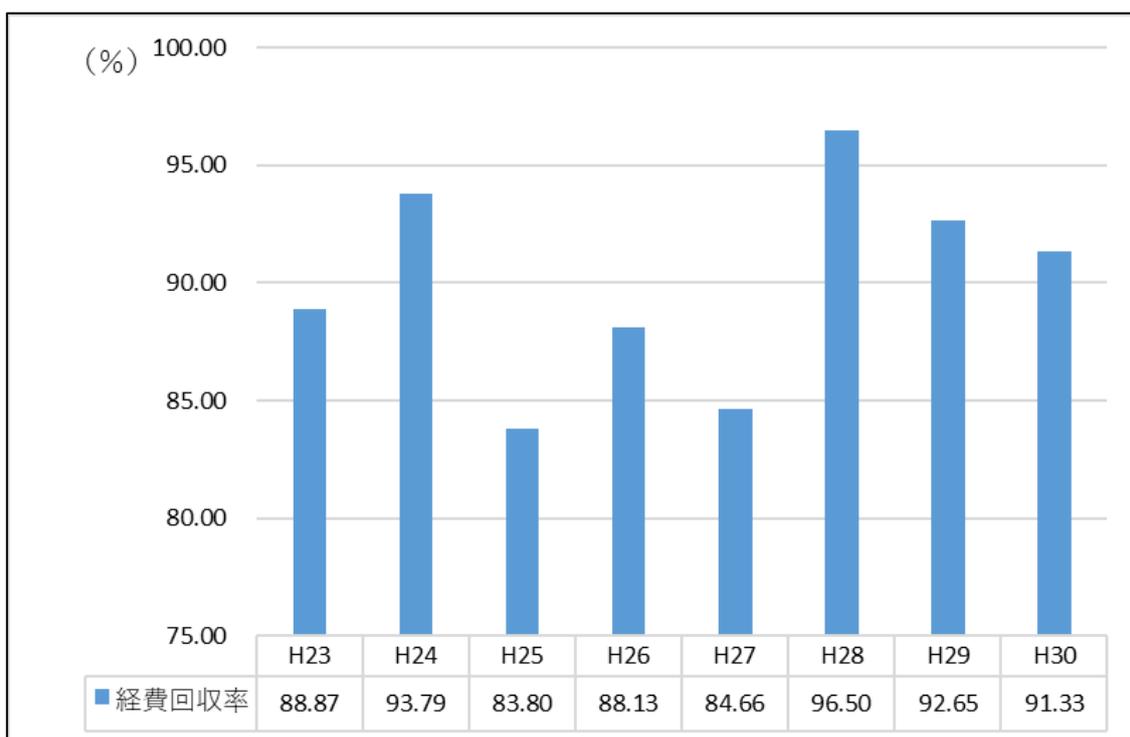


図 2-1 3 【伊佐市】経費回収率の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『経費回収率』を、他団体と比較した場合、本市は10団体中5番目に位置づけられます。他団体と比較した場合は中間の位置ですが、100%を超える取組みに努めます。また、他県の平均値と比較した場合では上位に位置づけられます。

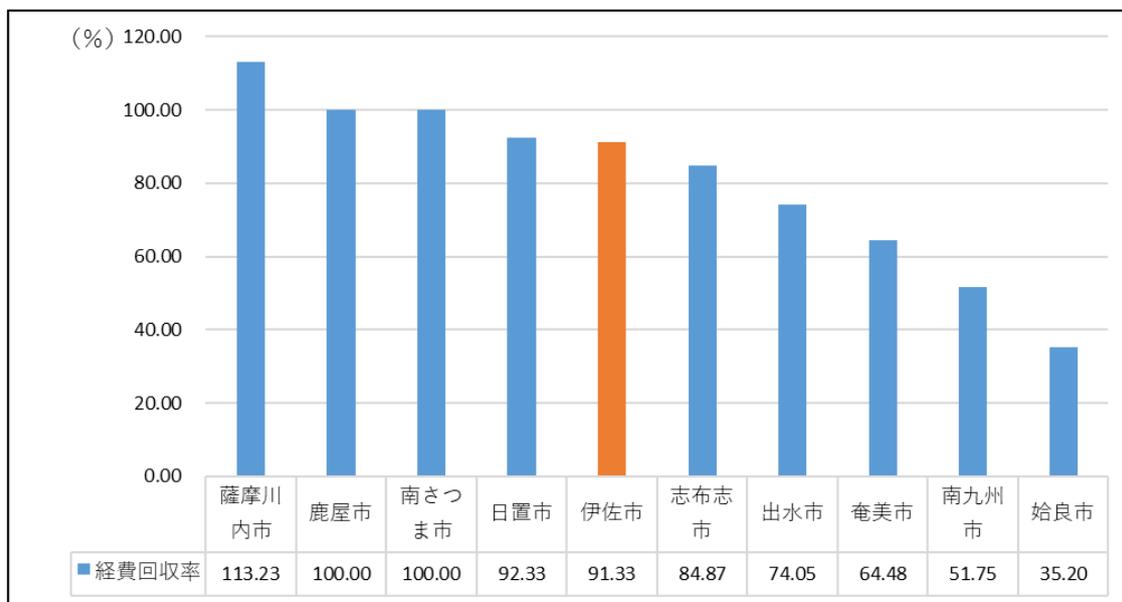


図 2-1 4 経費回収率の他団体比較 (H30)

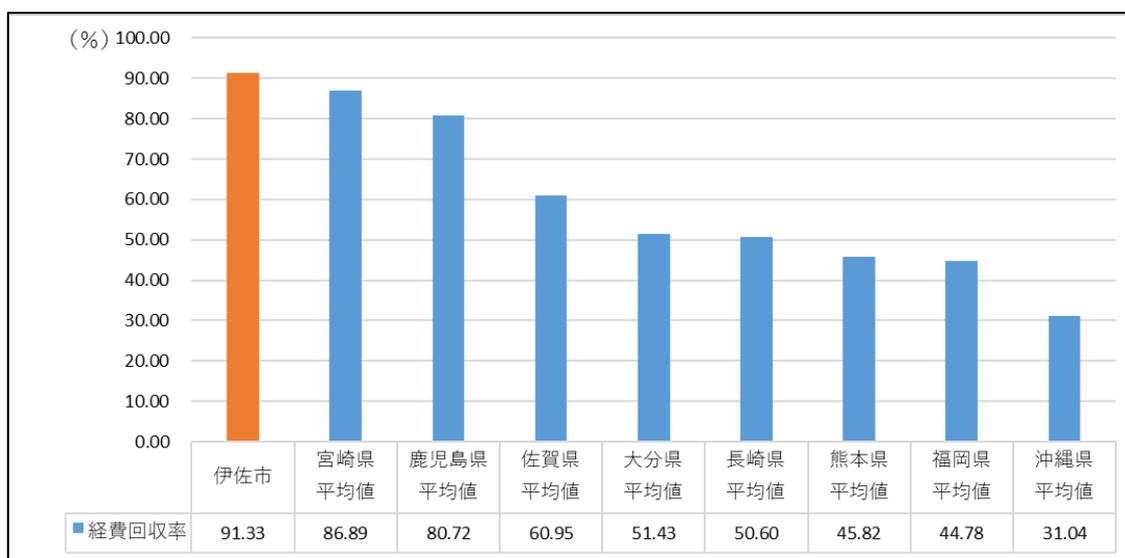


図 2-1 5 経費回収率の他県比較 (H30)

エ) 汚水処理原価

【算出式】

汚水処理費（公費負担分を除く）÷年間有収水量

【指標の意味】

有収水量 1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

伊佐市農業集落排水事業の『汚水処理原価』は、平成28年度以降に汚水処理費用が増加し、有収水量が減少しているため、比率としては上昇傾向にあります。直近数値で約160円となっています。

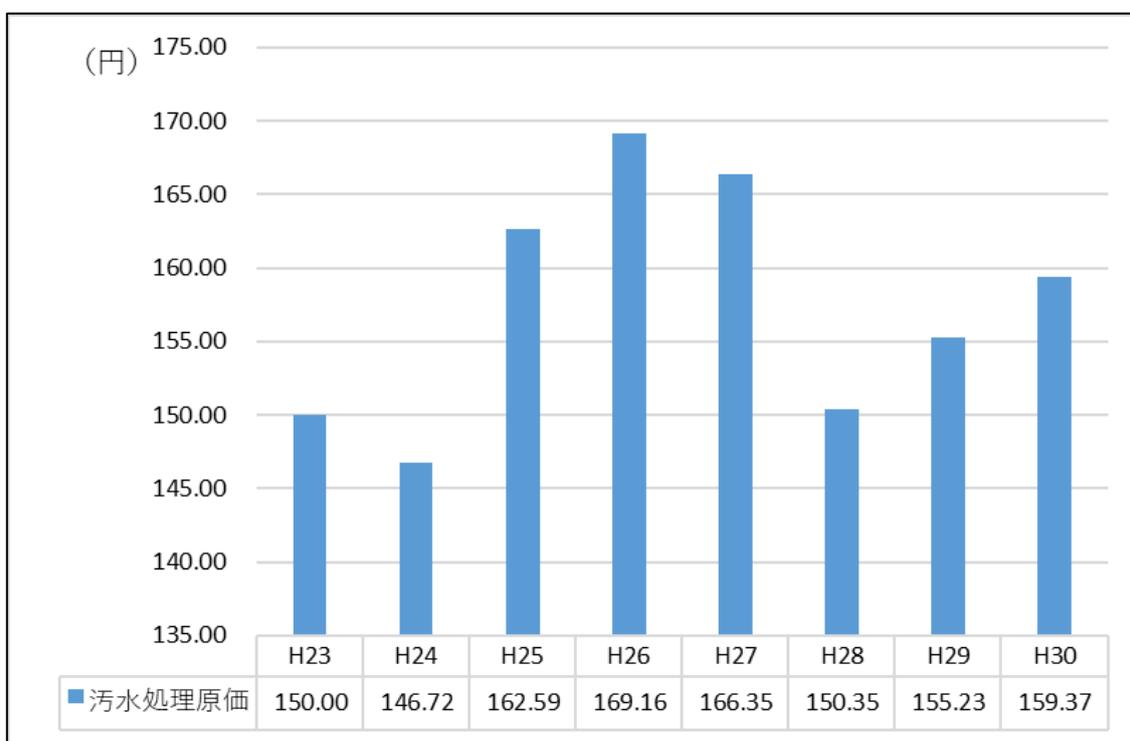


図 2-16 【伊佐市】汚水処理原価の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『汚水処理原価』を、他団体と比較した場合、本市は10団体中2番目に位置づけられます。また、他県の平均値と比較した場合でも上位に位置づけられます。

当該指標については、明確な数値基準はありませんが、有収水量1 m<sup>3</sup>あたりの汚水処理に要した費用は他団体に比べて少なくなっています。

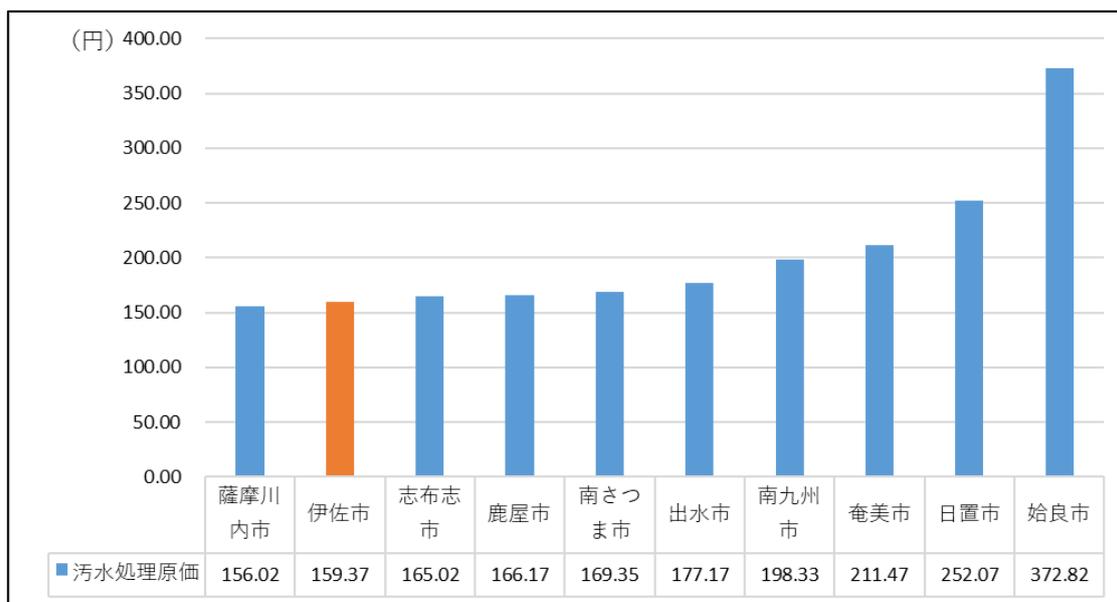


図 2-17 汚水処理原価の他団体比較 (H30)

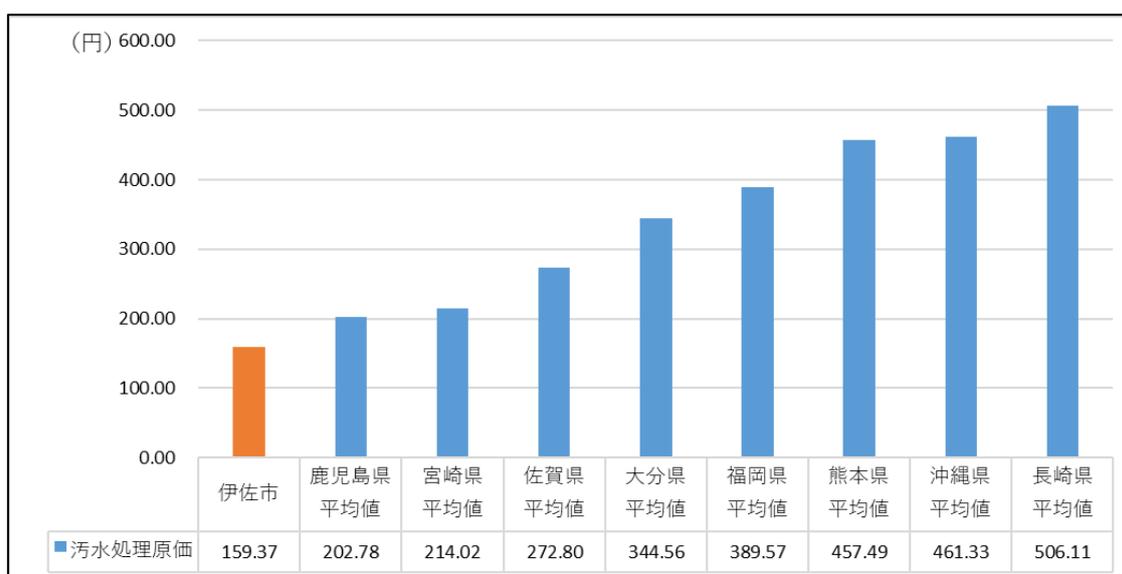


図 2-18 汚水処理原価の他県比較 (H30)

オ) 施設利用率

【算出式】

晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100

【指標の意味】

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

伊佐市農業集落排水事業の『施設利用率』は、平成26年度より横ばいの数値が続いています。

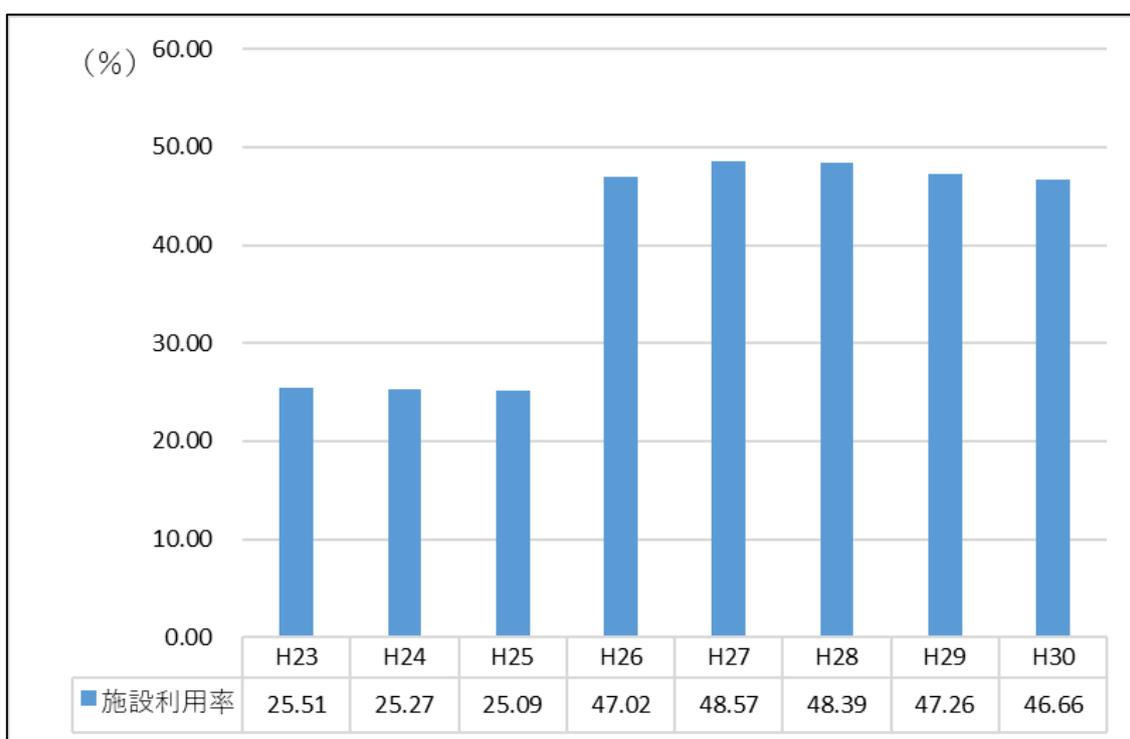


図 2-19 【伊佐市】施設利用率の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『施設利用率』を、他団体と比較した場合、本市は10団体中9番目に位置づけられます。また、他県の平均値と比較した場合では中位に位置づけられます。

当該指標については、明確な数値基準はありませんが、他団体に比べて施設の利用状況が悪い数値となっています。

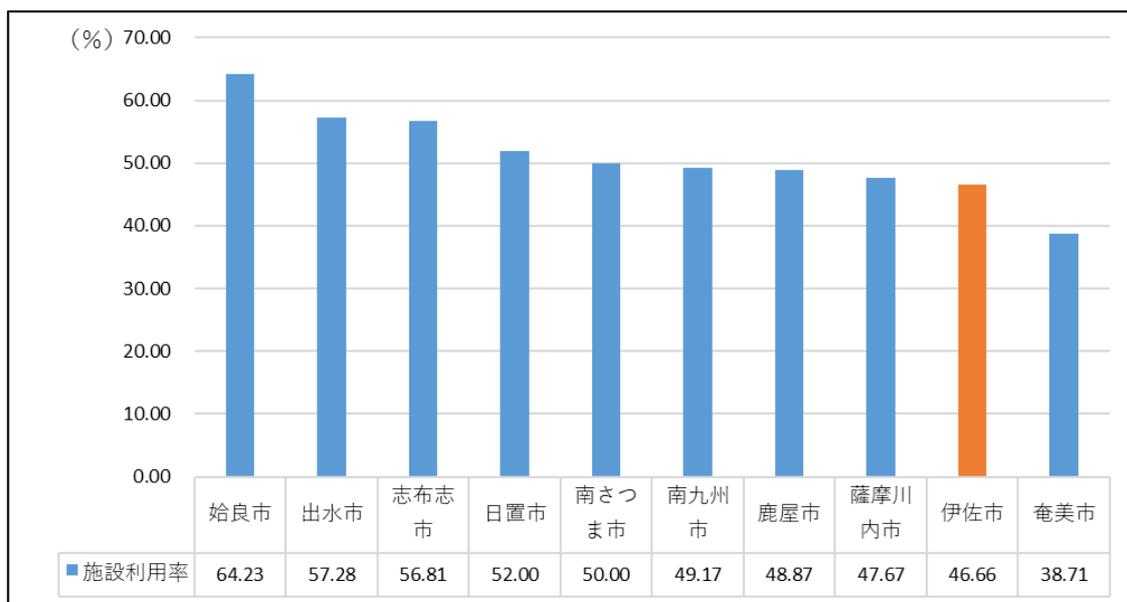


図 2-20 施設利用率の他団体比較 (H30)

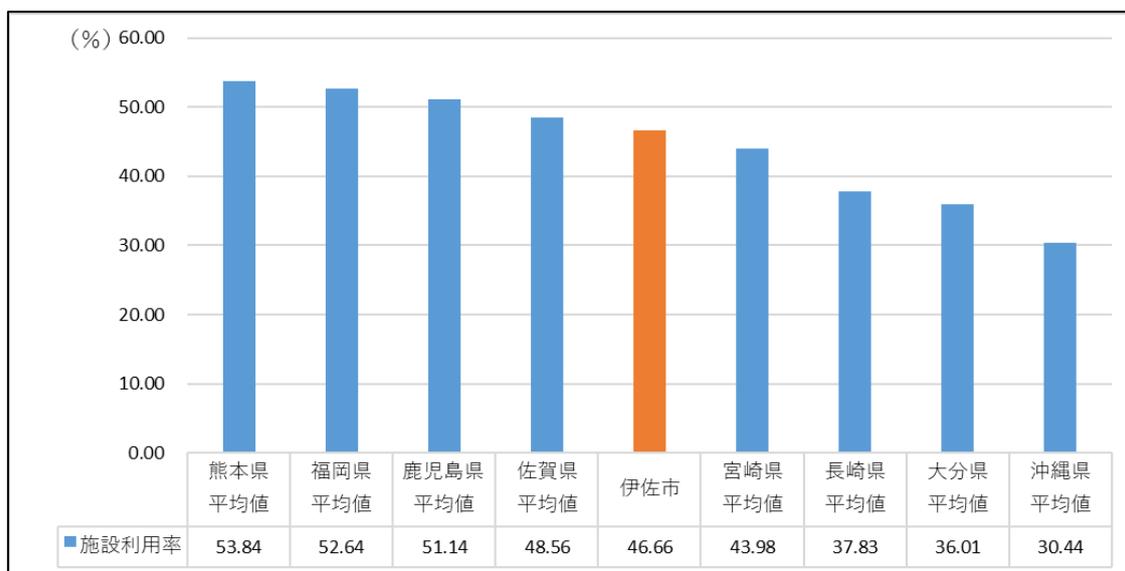


図 2-21 施設利用率の他県比較 (H30)

## カ) 水洗化率

### 【算出式】

現在水洗便所設置済人口 ÷ 現在処理区域内人口 × 100

### 【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

伊佐市農業集落排水事業の『水洗化率』は、現在処理区域内人口の減少数よりも現在水洗便所設置済人口の減少数が少なく、比率としては平成27年度～平成30年度が上昇傾向となっています。

公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。一般的に数値が100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われておらず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があります。また、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要です。

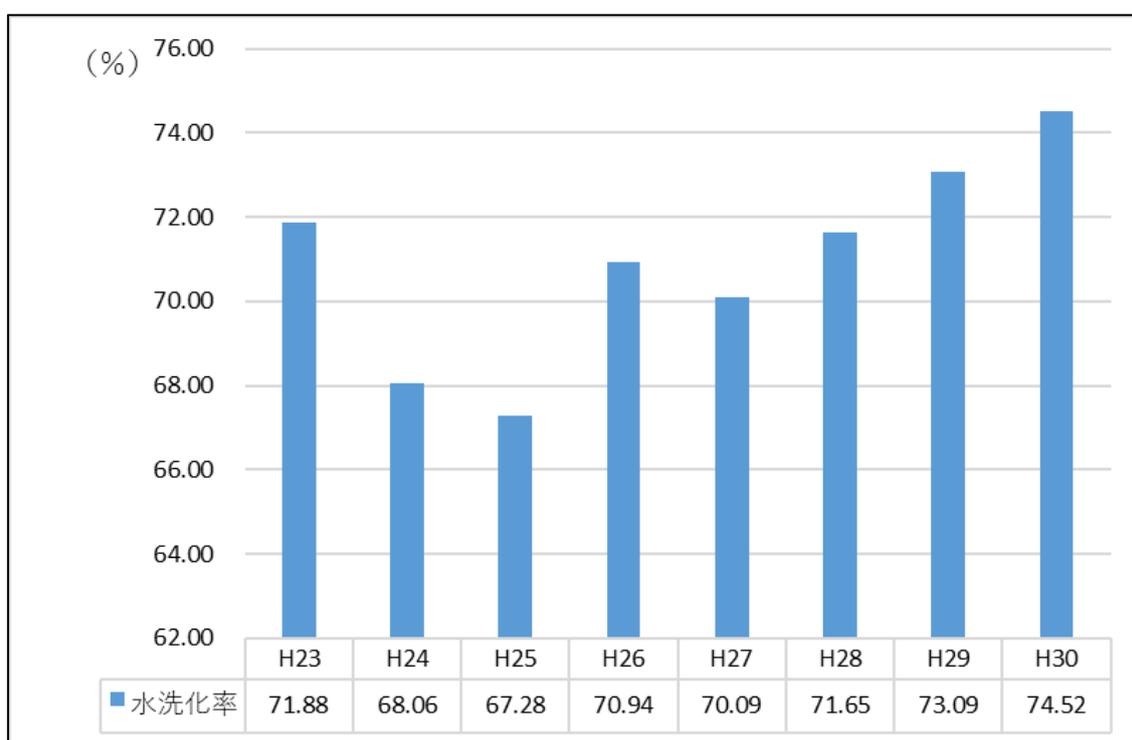


図 2-2 2 【伊佐市】水洗化率の推移

次に、伊佐市農業集落排水事業の平成30年度『水洗化率』を、他団体と比較した場合、本市は10団体中9番目に位置づけられます。他団体に比べて水洗化率が低い数値となっています。また、他県の平均値と比較した場合でも下位に位置づけられます。

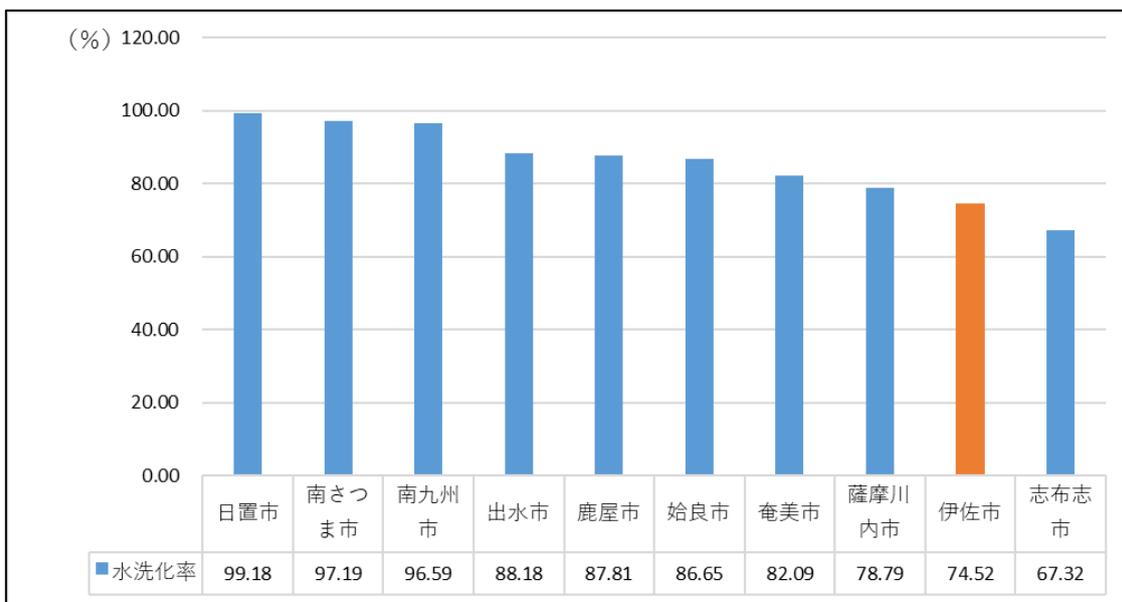


図 2-2 3 水洗化率の他団体比較 (H30)

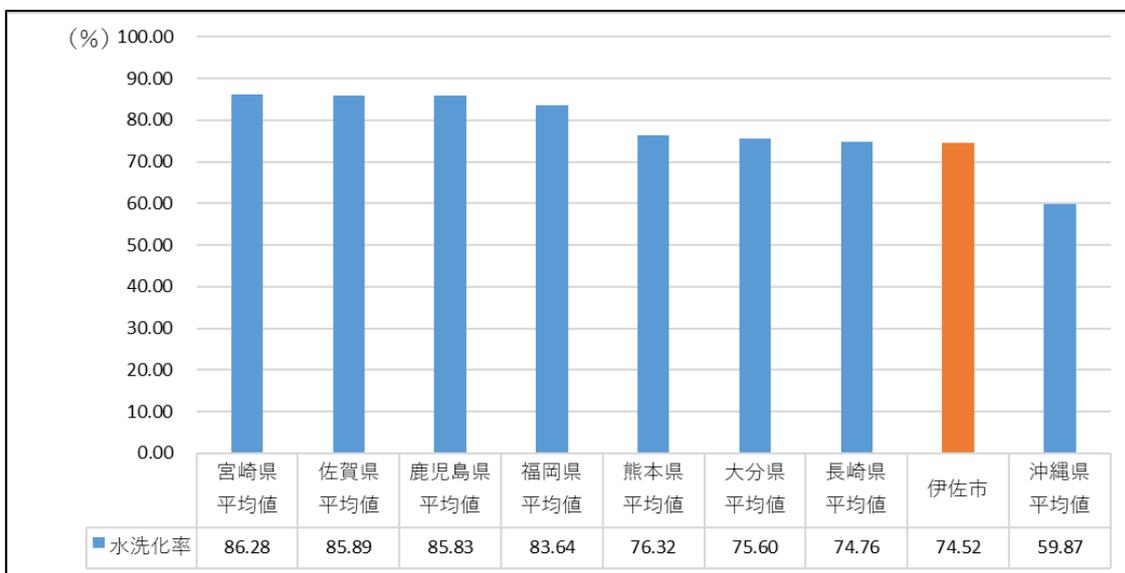


図 2-2 4 水洗化率の他県比較 (H30)

### 3. 将来の事業環境

#### (1) 現状をベースにした将来人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の2018年の推計によれば、人口減少が以前の推計より加速し、2045年頃には14,000人を割り込む予測となっています。

	合計特殊出生率に関する仮定	移動に関する仮定
下位推計 シミュレーション①	1.8台で推移 (社人研推計準拠)	一定程度縮小すると仮定 (社人研推計準拠)
シミュレーション②	2030年までに2.1に上昇	一定程度縮小すると仮定 (社人研推計準拠)
シミュレーション③	1.8台で推移 (社人研推計準拠)	人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定
上位推計 シミュレーション④	2030年までに2.1に上昇	人口移動均衡（移動ゼロ）と仮定

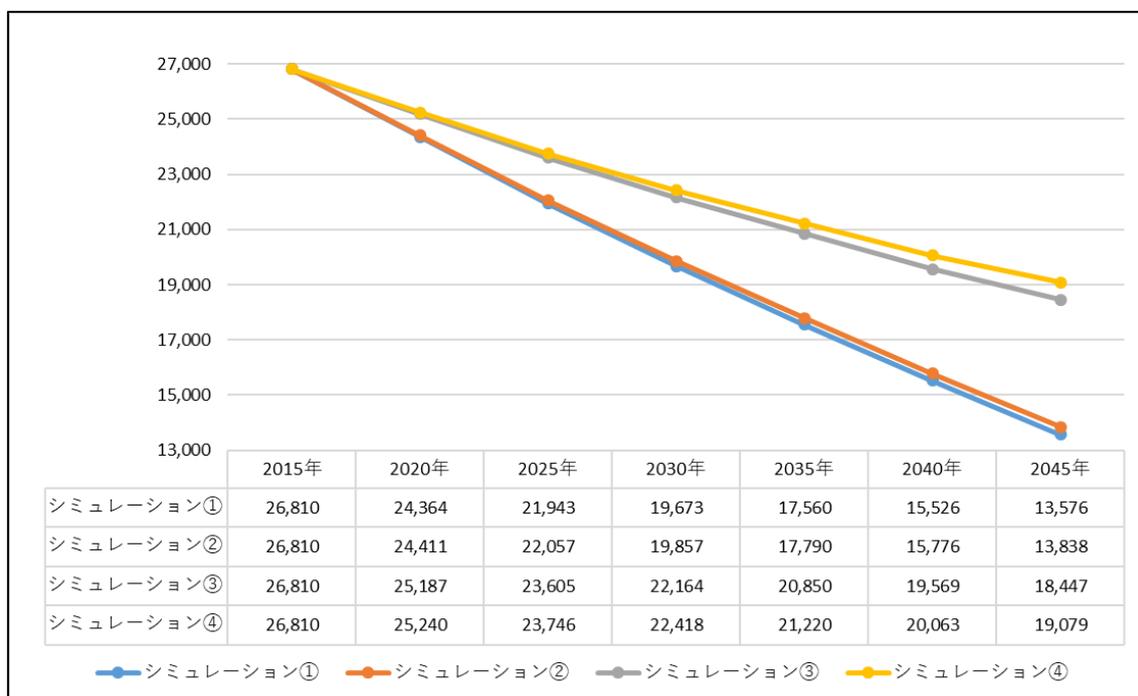


図3-1 伊佐市の将来推計人口

資料：伊佐市人口ビジョン（2020年3月改訂版）を基に作成

## (2) 処理区域内人口、有収水量の予測

伊佐市全体の人口は減少する見込みであり、将来推計人口の人口減少率に基づき、2020年以降の処理区域内人口及び有収水量を推計した数値は下記のとおり減少する見込みです。

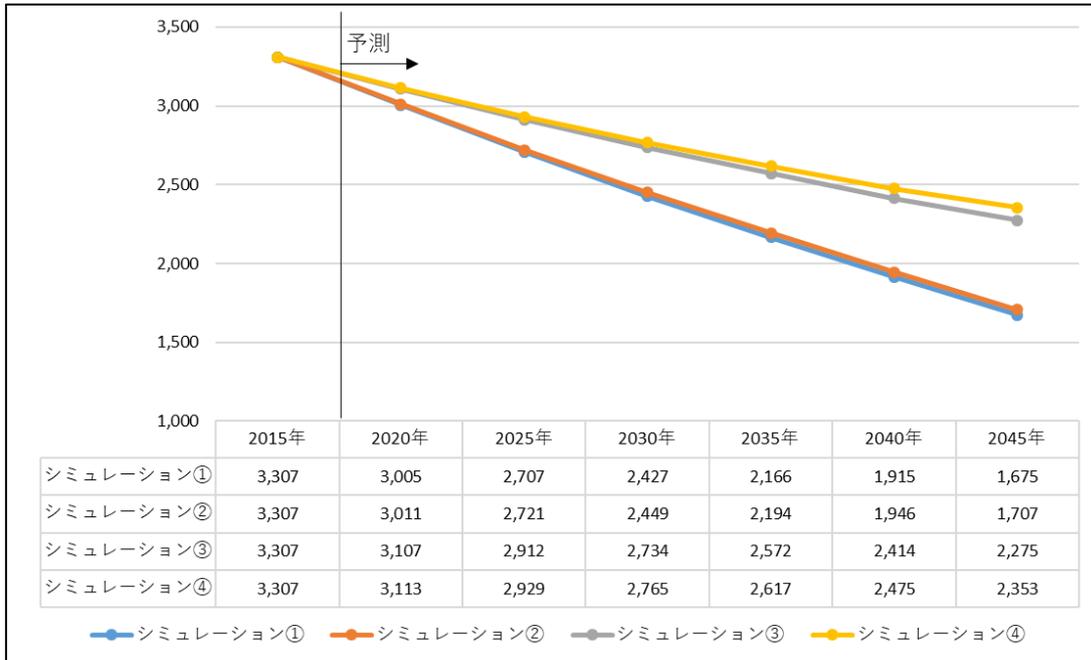


図 3-2 処理区域内人口予測の推移

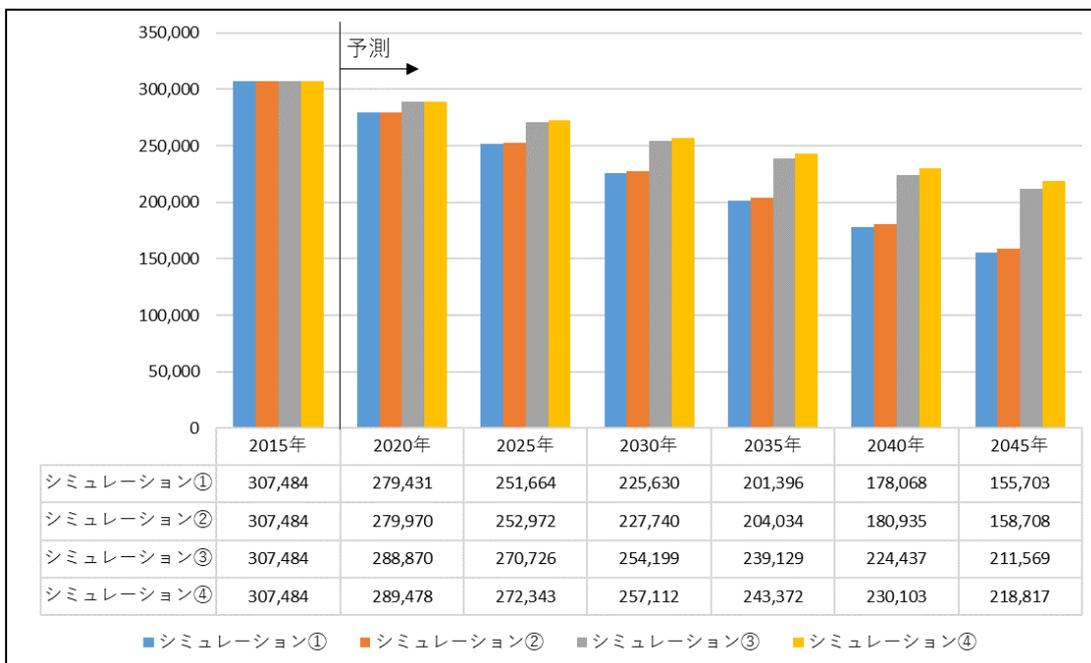


図 3-3 有収水量予測の推移

### (3) 使用料収入の見通し

使用する世帯人数の減少により、使用料収入も減少を見込んでいます。農業集落排水事業における使用料収入予測の推移は次のとおりです。

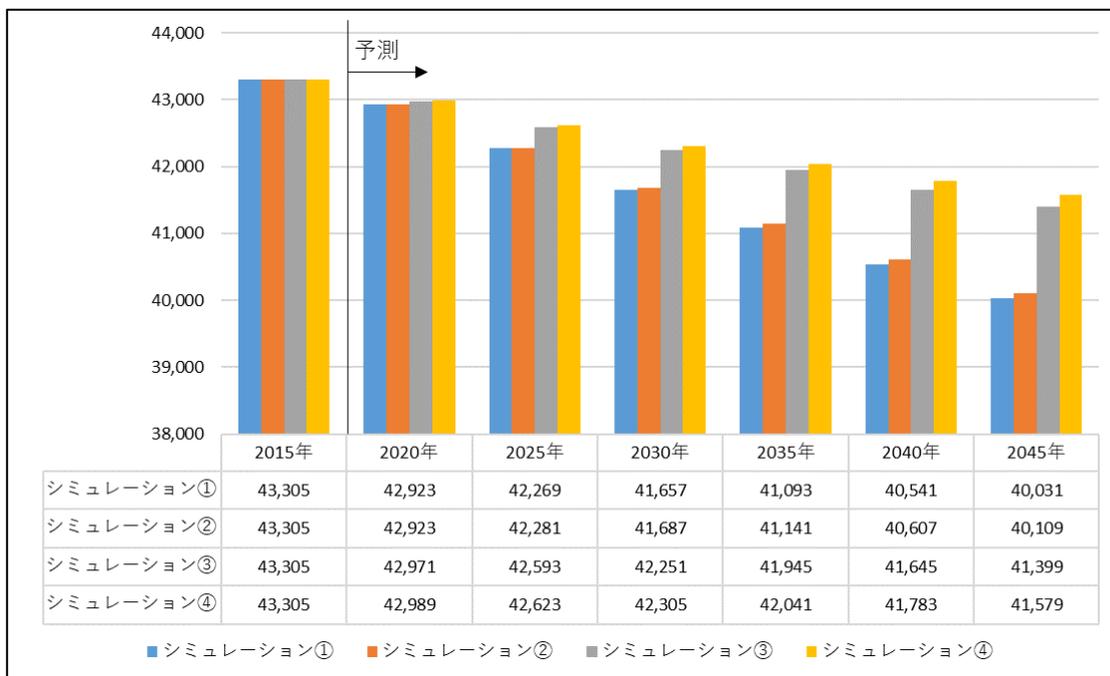


図 3-4 使用料収入予測の推移

### (4) 施設の見通し

#### ① 管路施設の状況

伊佐市農業集落排水事業の管路整備は既に完了しているため、大規模な新設工事は予定していません。また、令和2年度末時点の管路総延長は約5.7kmありますが、法定耐用年数である50年を超える管路が無い場合、経営戦略対象期間の改築・更新工事も予定していません。

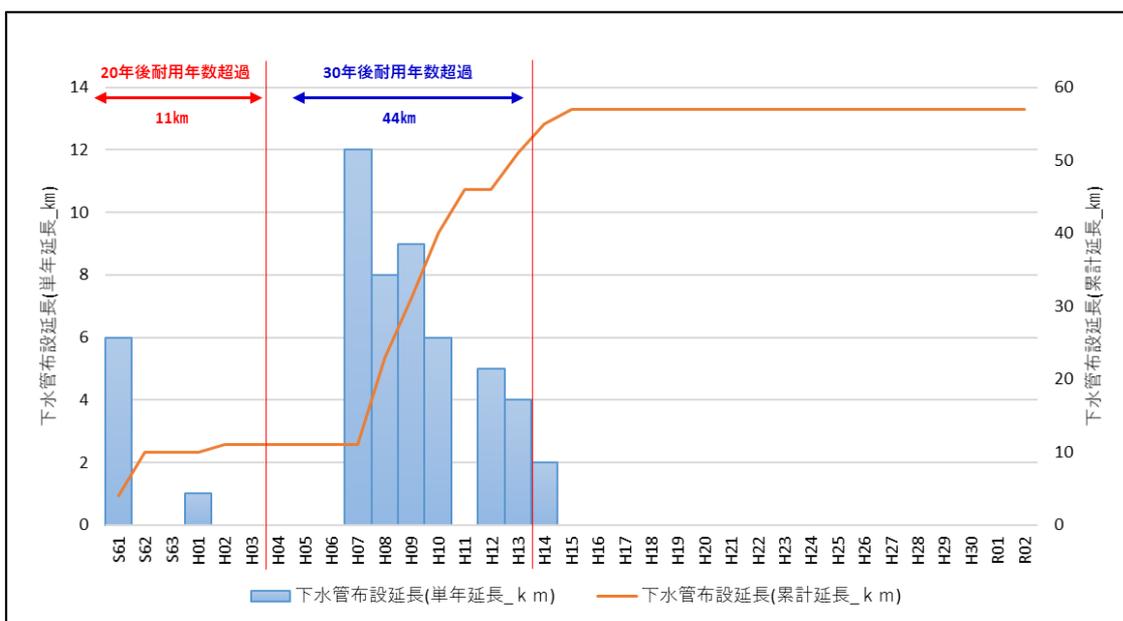


図 3-5 管路の年度別布設状況

管路施設状態評価では、全ての地区で「S-5（変状がほとんど認められない状態。対策不要）」となっており、劣化している状況はみられていません。

<管路施設状態評価>

地区名	評価内容
菱刈中央地区	変状がほとんど認められない状態。対策不要
菱刈北部地区	変状がほとんど認められない状態。対策不要
平出水地区	変状がほとんど認められない状態。対策不要

<マンホール施設状態評価>

地区名	評価内容
菱刈中央地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
菱刈北部地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
平出水地区	軽微な変状が認められる状態。要観察

<蓋施設状態評価>

地区名	評価内容
菱刈中央地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
菱刈北部地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
平出水地区	軽微な変状が認められる状態。要観察

## ②処理場施設の状況

平成25年度の機能診断結果に基づき、平成26年度に機能強化計画を策定しています。また、農業集落排水機能強化対策事業（平成28年度～令和2年度\_5ヵ年事業）により、菱刈地区の施設の老朽化した機械設備等を取り替えています。故障は予測ができないため、点検結果や報告書等を参考に優先順位をつけて事業を執行していきます。

また、今後、平出水地区の機能強化対策事業を実施する計画を検討します。

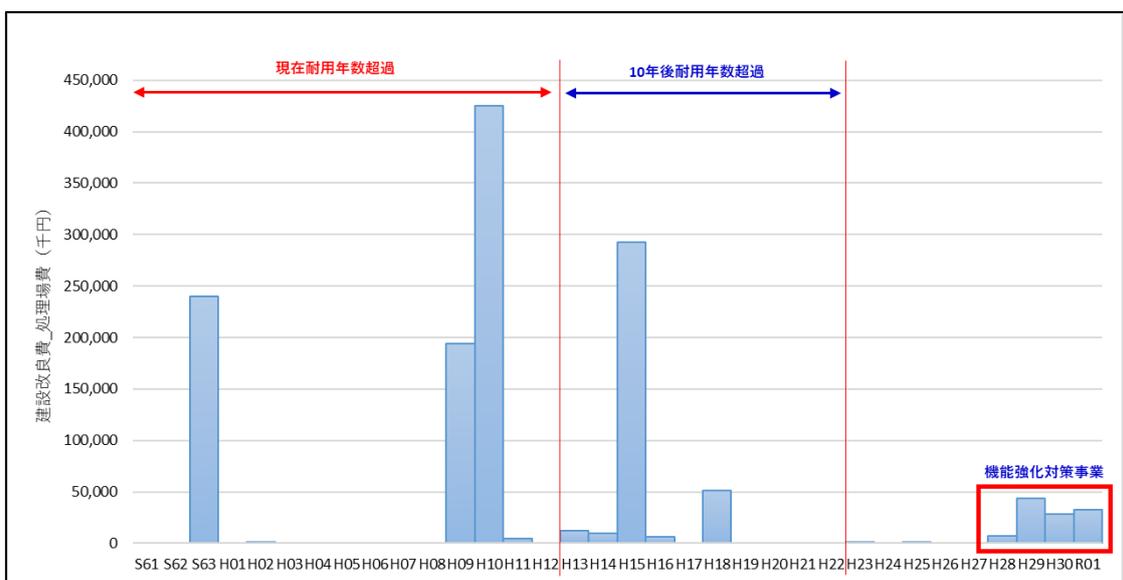


図 3-6 処理場の年度別事業費状況

### <機械設備・電気設備の施設状態評価>

地区名	評価内容
菱刈中央地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
菱刈北部地区	軽微な変状が認められる状態。要観察
平出水地区	軽微な変状が認められる状態。要観察

### (5) 組織の見通し

農業集落排水事業の運営を持続していくためには、これまでと同程度の職員数が必要であると考え、現在の組織体制が続くことを想定しています。

## 4. 伊佐市農業集落排水事業の課題

### (1) 財源の確保

伊佐市の人口は、1950年以降、減少傾向が続き、2015年の国勢調査では26,810人となっています。また、伊佐市人口ビジョンにおける将来推計人口において、今後も減少傾向が続くことが予測されています。現在処理区域内人口も同様に減少しており、使用料収入への影響が予測され、直近5カ年の使用料収入は平成27年をピークに減少傾向となっています。

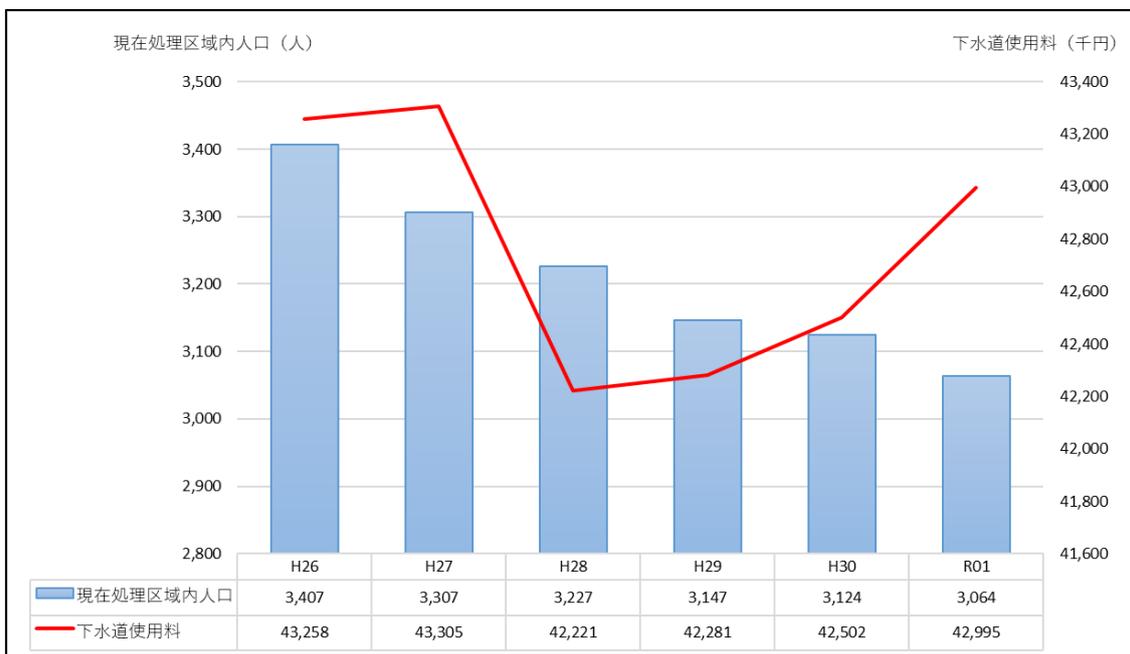


図4-1 現在処理区域内人口及び使用料収入

伊佐市農業集落排水事業の使用料は、接続世帯数と単価（基本料金及び加算料金）が構成要素になっています。

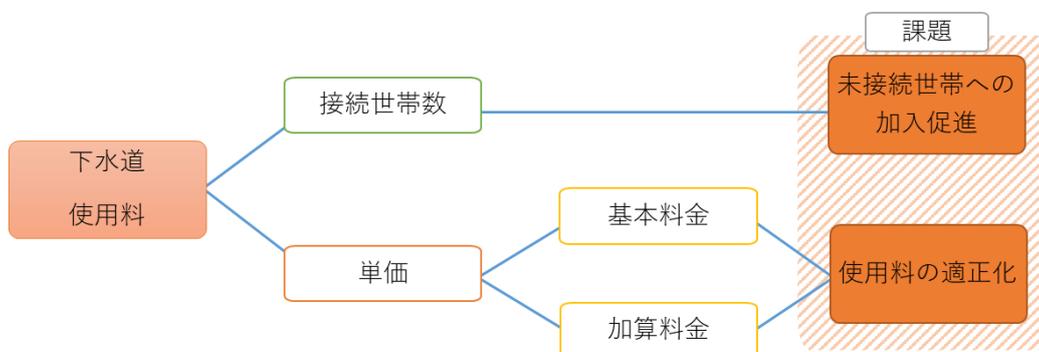


図4-2 使用料の構成要素

本市の使用料収入を確保する方法として、①未接続世帯への加入促進、②使用料の適正化（基本料金、加算料金の見直し）が考えられます。

#### ①未接続世帯への加入促進

未接続割合を計る指標として『水洗化率』があります。他団体に比べて伊佐市農業集落排水事業の水洗化率は低い状況となっているため、加入促進に努める必要があります。

#### ②使用料の適正化（基本料金、加算料金を高めること）

伊佐市農業集落排水事業は、収益の大部分を一般会計からの繰入金に依存している状況であり、人口減少による使用料収入の減少、資産の適切な維持のための財源確保が必要となることを踏まえ、料金算定方法も含めた見直しの検討が必要です。

一般家庭用 $20\text{ m}^3$ /月（円）の使用料について、農業集落排水事業を有する県内団体と比較した場合では低い数値になっていませんが、 $3,500$ 円を超える団体もあることから見直しを進める余地があります。

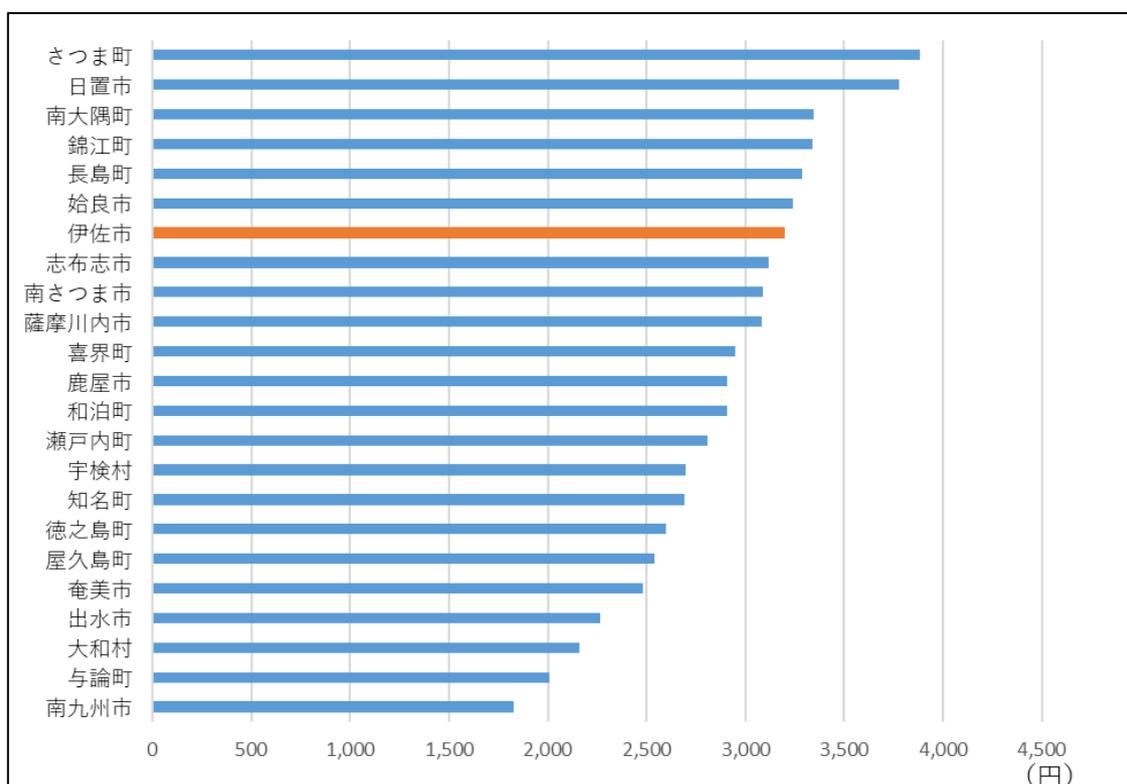


図 4-3 一般家庭用 $20\text{ m}^3$ /月（円）の他団体比較

## (2) 建設投資の適正化・縮減化

農業集落排水施設は、時間の経過とともに様々な変状が発生し、使用に耐えられなくなるか、又は維持管理経費が増大し、いずれは更新が必要となります。処理場の設備類の平均的な耐用年数は15年～20年です。

表4-1 農業集落排水施設の耐用年数(例)

施設の大区分		施設の小区分	耐用年数
農業集落排水施設	管路施設	管路	50年
		マンホールポンプ	20年
	汚水処理施設	処理水槽	50年
		機械・電気設備	～20年
		建屋	50年

菱刈中央地区は昭和60年度に、菱刈北部地区は平成7年度に、平出水地区は平成12年度に事業着手しています。これらの施設の多くは、整備から20年を経過し老朽化施設が急激に増加してきていることから、財政的な制約も考慮し、単年度に更新が集中する場合には対策時期を分散させ、効率的に整備を進めることが必要です。また、設備健全度を考慮した維持管理を行うことで、機械・電気設備の延命化を図ることが必要です。菱刈及び平出水地区の状況は下記の通りです。

菱刈地区(菱刈中央+菱刈北部)は、法定耐用年数を超えて劣化している資産を有していたため、平成28年度から令和2年度に機能強化対策事業を行っています。

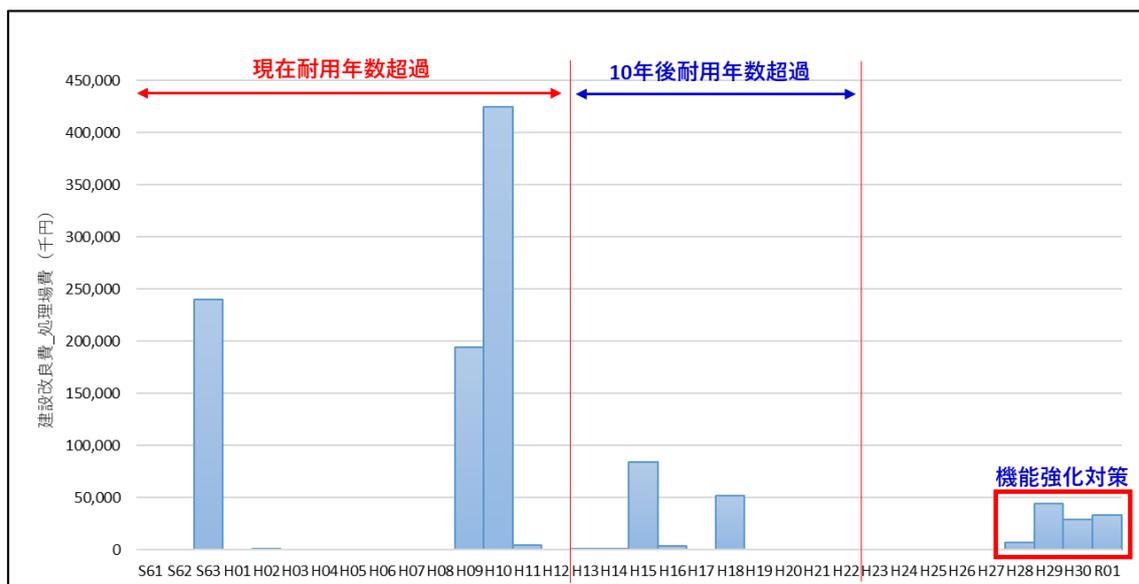


図4-4 菱刈地区 処理場の年度別事業費状況

平出水地区については、今後5年間で法定耐用年数を超える資産が増加する状況にあります。計画的な投資が必要となります。

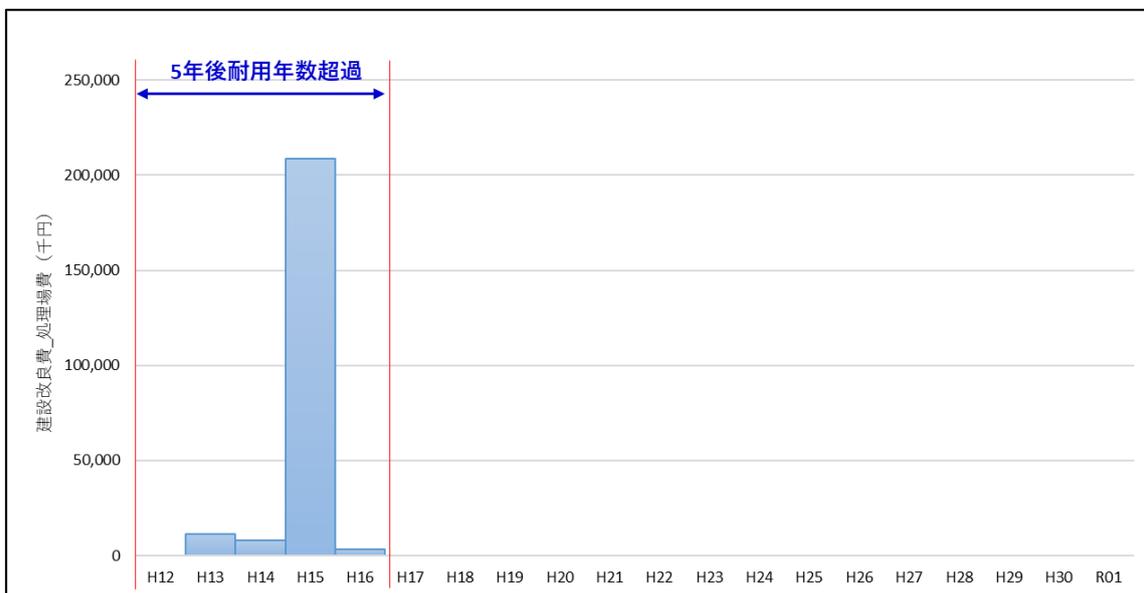


図 4-5 平出水地区 処理場の年度別事業費状況

### (3) 業務体制の強化

職員は、施設の維持管理、計画的な更新の実施等の農業集落排水事業に関わる高度で専門的な技術が必要になります。また今後、支出抑制施策では広域化・共同化、ストックマネジメント等、収入改善施策では使用料の適正化等の幅広い技術・知識が必要になります。少ない職員数で対応できるよう業務体制を強化する必要があります。

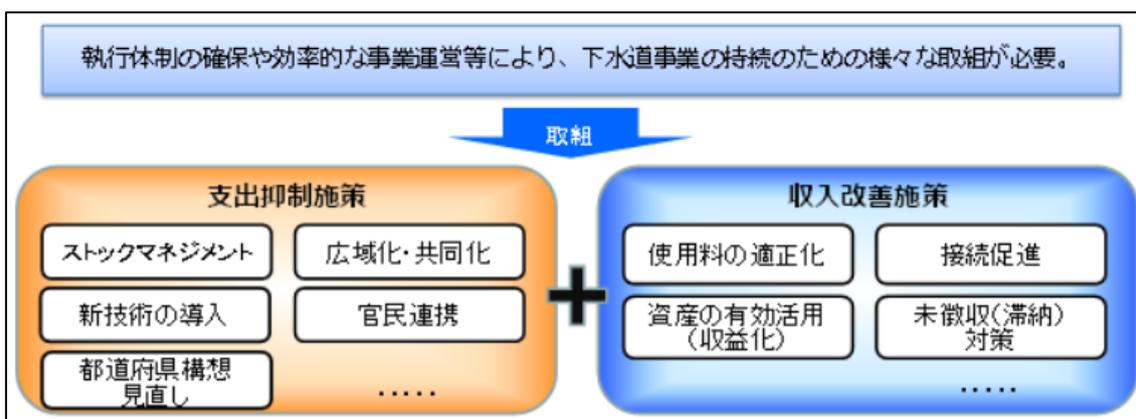


図 4-6 支出抑制施策・収入改善施策

資料：国土交通省ホームページ

## 5. 経営の基本方針

農業用水の水質保全及び生活環境の整備を行い、農業生産の増大と生活環境の向上を図り、伊佐市総合振興計画の基本方針である『自然と調和した快適な生活空間づくり』を実現することを目指し、『下水道サービスの持続的・安定的提供』を経営の基本方針とします。

今後、人口減少の影響もあり、使用料収入の大幅な増加は見込めない状況にあります。一方、施設の老朽化は進み、修繕費用及び将来的に施設の改築・更新投資の財源が必要になります。地方公営企業の目的である『公共の福祉の増進』を『経済性を発揮』しながら進めるためにも、適正な収益の確保及び事業運営コストの低減化を図り、経営基盤の強化に努めます。また、計画的な改築・更新投資を実施し、施設の延命化及び投資の平準化を図る必要があります。さらに、支出抑制施策（広域化・共同化、ストックマネジメント等）、収入改善施策（使用料の適正化等）を実施していく幅広い技術・知識の蓄積を図り、安定した管理体制の確立に努めます。

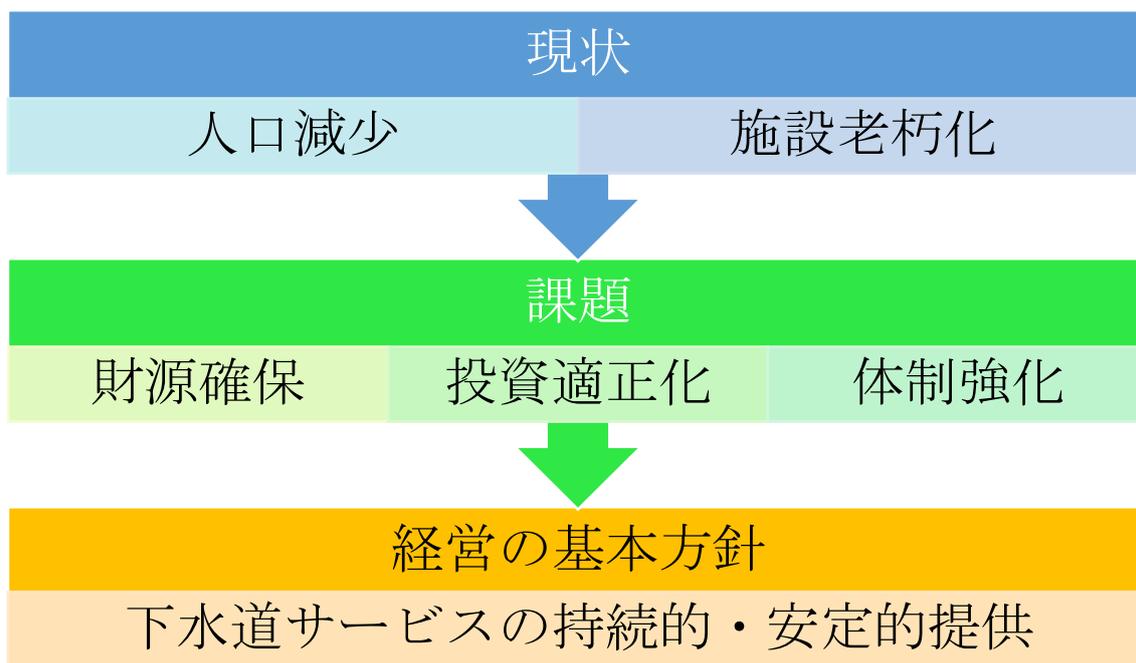


図 5-1 経営の基本方針

## 6. 効率化・健全化の取組み

『下水道サービスの持続的・安定的提供』である経営の基本方針に基づき、3つの効率化・健全化の施策を取組み、検討することで、投資・財政計画の均衡を図ります。

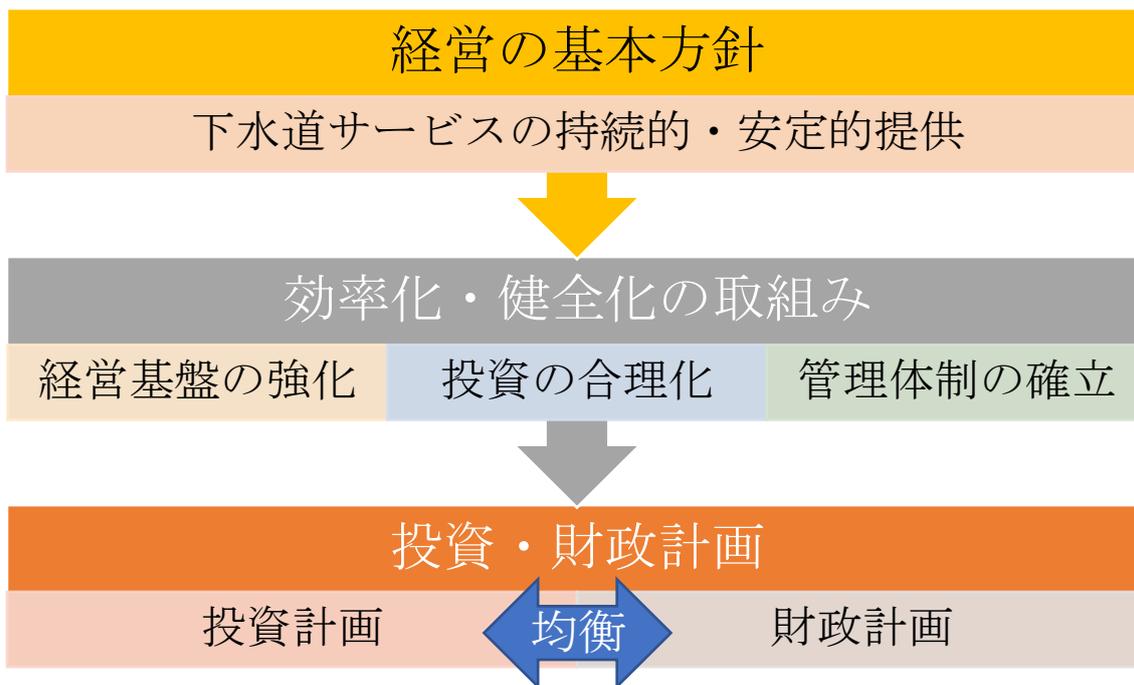


図 6-2 効率化・健全化の取組みフロー

### (1) 経営基盤の強化

#### ① 広域化、民間の資金、ノウハウ活用

施設の広域化・共同化を促進するための『鹿児島県生活排水処理「広域化・共同化計画」検討会』始良・伊佐地区の作業部会が令和2年10月より開催されており、処理場の統廃合や汚泥の集約処理等のハード面及び、維持管理の共同化や業務の一括発注等のソフト面を検討しています。広域化・共同化の検討により効率的な事業運営を目指します。

現在、施設管理を外部委託し、効率的・効果的な維持管理を実施しています。今後は、複数の業務や施設を包括的に委託する包括的民間委託等の手法も検討し、更なる経営の合理化に努めます。

②適正な使用料の検討、収納率の向上

使用料収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている公営企業において、適正な料金を確保することは必要不可欠です。投資やそれ以外の経費の最大限の合理化を前提として、料金のあり方（算定手法や料金体系の見直しを含む）について検討します。また、戸別訪問等を実施し、未収金の減少、収納率の向上に努めます。

全国の農業集落排水施設の使用料体系は以下の通りです。従量制が最も多く、次に定額制が多い状況となっています。

表 6-1 農業集落排水施設の使用料体系

事業名	使用料体系					
	水道料金 比例制	従量制		定額制	水質 使用料制	その他
			累進制			
農業集落排水施設	37	656	431	374	3	41

資料：平成30年度 下水道事業経営指標・下水道使用料の概要（総務省）を基に作成

県内の農業集落排水施設の使用料体系は以下の通りです。定額制が最も多く、次に従量制が多い状況となっています。

表 6-2 県内農業集落排水施設の使用料体系（市に限定した場合）

市町村	使用料体系
鹿屋市	水道料金比例制 定額制
出水市	従量制 累進制 定額制
薩摩川内市	従量制
日置市	定額制
南さつま市	定額制
志布志市	定額制

市町村	使用料体系
奄美市	従量制 累進制
南九州市	従量制
伊佐市	定額制
始良市	定額制

### ③未接続世帯への加入促進

接続費用等の金銭的負担が大きいこと、高齢化の進展等の事情により、処理区域ではありますが、下水道に接続されていない世帯があります。広報誌、戸別訪問等を通じて、農業集落排水事業の役割、重要性等、下水道の認識を深めるように努め、処理区域内における非水洗世帯、単独・合併浄化槽からの移行を呼びかけます。

### ④企業債残高の縮減

資金調達については使用料収入のほか、企業債と一般会計からの繰入によって行っています。経費削減等による財源の確保を行い、企業債の発行を最小限に抑えるように努めます。

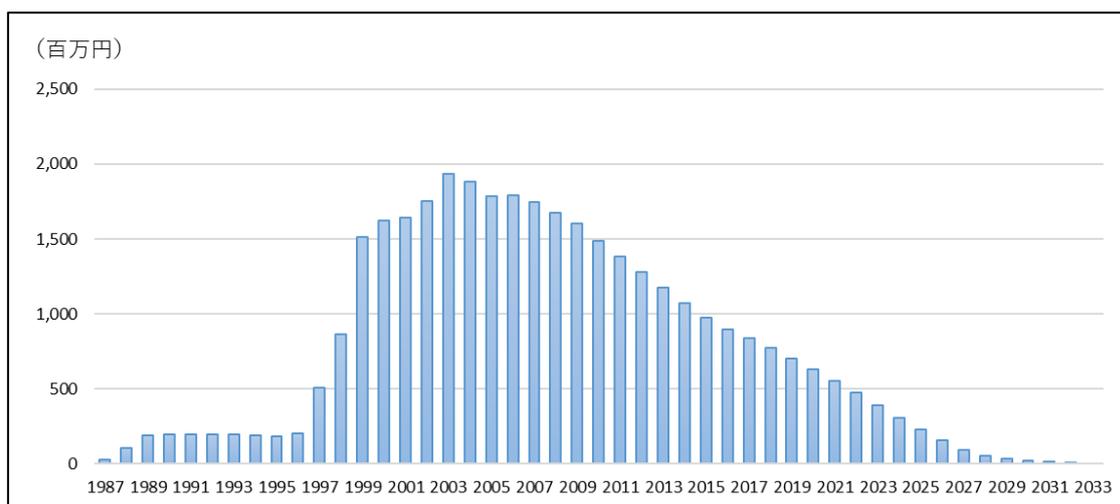


図 6-3 企業債残高の推移 (既発債のみ)

## ⑤公営企業会計の適用

伊佐市農業集落排水事業は、令和5年4月1日に地方公営企業法を適用する予定です。地方公営企業法を適用し、複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進します。それにより、ストックマネジメントの推進及び適切な原価計算に基づく料金水準の検討を可能にします。

## (2) 投資の合理化

### ①施設の長寿命化

処理場施設の管理方法には、大きく予防保全と事後保全があります。損傷が深刻化してから大規模な修繕を行う事後保全から、施設の健全度や劣化状況の評価・予測を行い、施設の劣化が致命的な状況になる前に適切な改築、改修、補修等の対策を実施し、施設の長寿命化、延命化を図る予防保全型の維持管理に努めます。

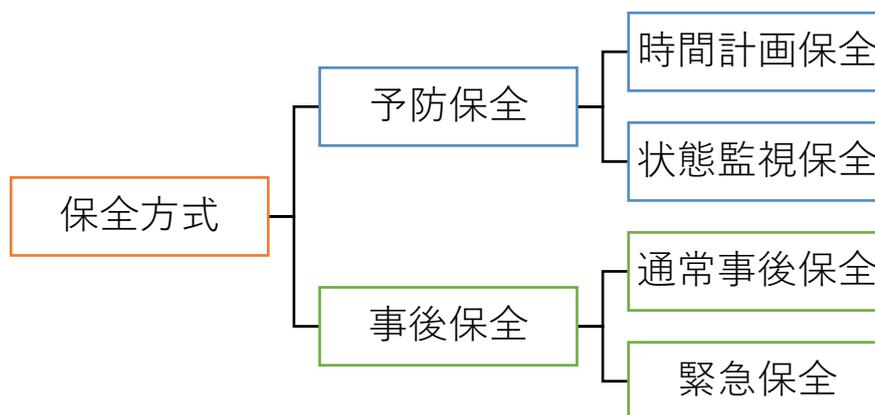


図 6-4 保全方式

表 6-3 保全方式の考え方

保全方式	概要
状態監視保全	状態監視保全は、設備の劣化状況や動作状況の確認を行い、その状態に応じて対策を行う管理方法である。状態監視保全は、処理機能への影響度等が高く、劣化状況の把握・不具合発生時期の予測が可能な設備に適用する。 状態監視保全では、劣化状況を把握するために調査を実施していく必要があるが、その情報を蓄積・分析することにより、長寿命化対策及び更新時期の最適化や、調査周期・項目等の見直しによる調査の効率化・省力化を図ることが可能となる
時間計画保全	時間計画保全は、各設備の特性に応じて予め定めた周期（目標耐用年数等）により、対策を行う管理方法である。時間計画保全は、処理機能への影響度等が高く、劣化状況の把握が困難な設備に適用する。
事後保全	事後保全は、異常の兆候（機能低下等）や故障の発生後に対策を行う管理方法である。事後保全は、処理機能への影響度等が低い設備に適用する。

資料：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

## ②計画的な改築・更新

人口減少に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化に伴う改築・更新費用の増加が見込まれるため、改築・更新費用等のライフサイクルコストの縮減を実現するために策定した中長期的な改築・更新計画「最適整備構想」の実現に取り組みながら、経営の安定を図っていきます。

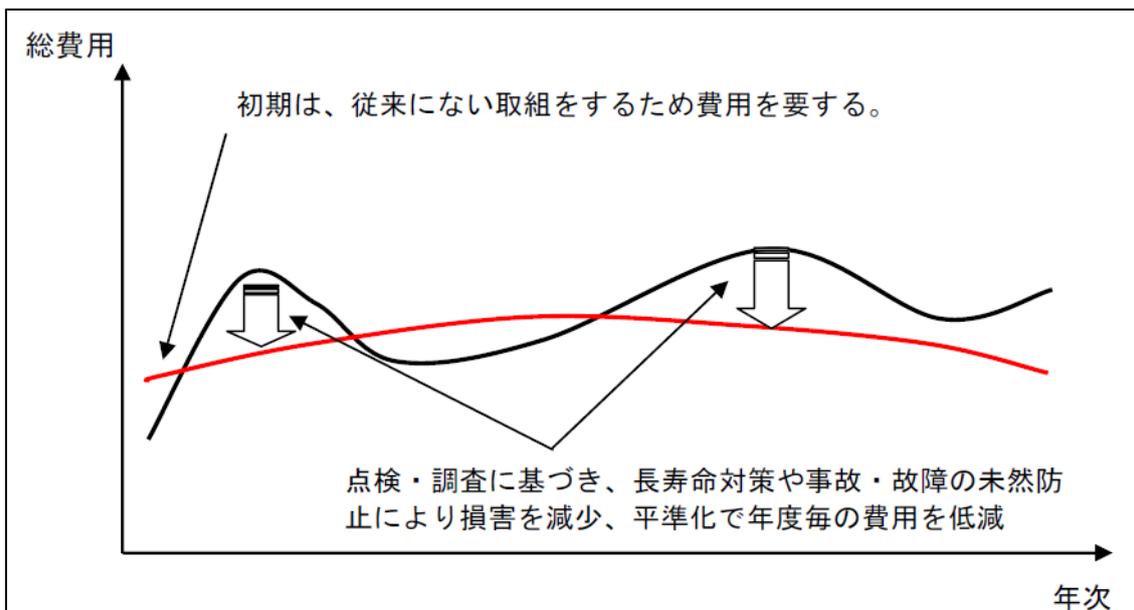


図6-5 スtockマネジメント実施による事業効果のイメージ

資料：ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）

国土交通省水管理・国土保全局下水道部

### （3）安定した管理体制の確立

#### ①人材配置・育成

今後も下水道サービスの持続的・安定的提供のため、中・長期的な視点に立って計画的な職員配置を行います。また、農業集落排水事業に携わる職員は、公営企業としての経営意識、施設の延命化等の下水道の専門的知識が求められ、円滑に事業を推進するためには人材育成を継続的に実施する必要があります。OJTによる技術の習得、ベテラン職員による技術継承・蓄積を推進します。さらに、外部研修も積極的に活用し、職員の技術力向上を図ります。

#### ②危機管理体制の強化

災害が発生した場合、速やかに、かつ高いレベルで処理施設が果たすべき機能を維持・回復することを目的に業務継続計画の作成を検討します。災害時における事業継続が図られるよう取り組んでいきます。

## 7. 投資・財政計画

### (1) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

#### ①収支計画のうち投資についての説明

目標：施設の長寿命化、事業の平準化

伊佐市農業集落排水事業の管路整備は既に完了しており、更新時期も迎えていないことから建設改良費は計上しません。ただし、新規接続される際の公共柵設置工事について、過年度の実績値を予測値として採用します。

処理場施設は令和5年～令和9年に平出水地区の機能強化対策事業を実施する計画を予定しています。総額として1.3億を予測値として採用します。

ストックマネジメント手法の導入を図り、既存施設の有効利用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストの低減に取り組めます。

	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	合計(千円)	
①新設事業	<p>公共柵設置工事 毎年度90万円</p>										900	
②更新事業			<p>処理場の機能強化対策事業 実施時期としてR05～R09を想定</p>									13,000
②その他	<p>該当なし</p>										0	

図7-1 建設改良費の内訳

#### ②収支計画のうち財源についての説明

目標：経営の効率化、合理化を前提とした使用料体系の見直しの検討

- 下水道使用料について

伊佐市人口ビジョンの下位推計の人口減少率と使用人数に基づき算出しています。人口減少及び節水意識の高まりにより、使用料収入は減少する見込みです。
- 一般会計繰入金について

総務副大臣通知による「地方公営企業繰出金について」に基づいて繰入金を算定します。一部基準外にて繰入金を計上しています。

- ・ 企業債について  
処理場の機能強化対策事業の財源として新規の起債を行います。事業の財源を考慮しながら、企業債の発行を最小限にとどめるように努めます。
- ・ 国・県補助金について  
国庫補助対象事業を実施し、国庫補助金の確保に努めます。

### ③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 職員給与費について  
現在の組織体制が続くことを前提として算出しています。
- ・ 動力費、薬品費について  
平成27年度から令和元年度決算額と汚水処理水量から求められる平均単価及び汚水処理水量の減少見込みを考慮して算出しています。
- ・ 修繕費について  
令和元年度決算額に対して、予防保全型の維持管理に努めるため、上昇率を考慮して算出しています。
- ・ 委託費について  
平成27年度から令和元年度決算額の平均値とします。
- ・ その他について  
平成29年度から令和元年度決算額の平均値とします。

<収益的収支算定条件>

区分		設定条件		
収益的 収入	営業収益	料金収入	伊佐市人口ビジョンの下位推計の人口減少率と使用人数に基づき算出しています。	
		受託工事収益	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
		その他	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
	営業外収益	他会計繰入金	総務副大臣通知による「地方公営企業繰出金について」に基づいて繰入金を算定します。元金償還金に充当するため、一部基準外にて繰入金を計上しています。	
		その他	金額も少額であるため、令和元年度の数値を採用します。	
収益的 収支	営業費用	職員給与費		
		基本給	令和元年度の1人当たり平均給与×人員数 1人当たり給与は年1%ずつ昇給を想定	
		手当	令和元年度の1人当たり平均給与×人員数 1人当たり給与は年1%ずつ昇給を想定	
		賃金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
		退職給与金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
		法定福利費	令和元年度の1人当たり平均給与×人員数 1人当たり給与は年1%ずつ昇給を想定	
		その他		
		動力費	平成27年度から令和元年度決算額と汚水処理水量から平均単価を算出し、汚水処理水量の将来見込み値に乗じています。	
		光熱水費	平成27年度から令和元年度決算額の平均値とします。	
		通信運搬費	平成27年度から令和元年度決算額の平均値とします。	
		修繕費	令和元年度決算額×年1%ずつ増加を想定します。	
		材料費	平成27年度から令和元年度決算額の平均値×年1%ずつ増加を想定します。	
		薬品費	平成27年度から令和元年度決算額と汚水処理水量から平均単価を算出し、汚水処理水量の将来見込み値に乗じています。	
		路面復旧費	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
		委託料	平成27年度から令和元年度決算額の平均値とします。	
		流域下水道管理運営費負担金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。	
		その他	平成29年度から令和元年度決算額の平均値とします。	
		営業外費用	支払利息	既存：償還計画より展開しています。 新規：新規借入分は令和元年度の条件（償還期間8年（据置なし）利率0.01%）で算定しています。
			一時借入金利息	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
			その他	過年度実績が無く、考慮しないこととします。

<資本的収支算定条件>

区分		設定条件	
資本的 収支	資本的 収入	地方債	過年度発行実績の割合に基づき算定しています。
		うち資本費平準化債	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		他会計補助金	繰出基準に基づいて繰入金を算定します。 元金償還金に充当するため、一部基準外にて繰入しています。
		他会計借入金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		固定資産売却代金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		国（都道府県）補助金	過年度発行実績の割合に基づき算定しています。
		工事負担金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
	その他	基金繰入金は考慮しないこととします。	
	資本的 支出	建設改良費	土木工事費（単独事業費）は過年度実績から90万円としています。 平出水地区の機能強化対策事業（令和5年～令和9年_総額1.3億）を5年間で分割計上 しています。
		うち職員給与費	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		地方債償還金	既存：償還計画より展開しています。 新規：新規借入分は令和元年度の条件（償還期間8年（据置なし）利率0.01%）で算 定しています。
		他会計長期借入金返還金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		他会計への繰出金	過年度実績が無く、考慮しないこととします。
		その他	過年度実績が無く、考慮しないこととします。

## 8. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

「経営戦略」は策定して終わりではなく、継続的に見直し、更新していくことが必要になります。進捗管理は毎年度、計画の達成状況について検証を行い、改善策の実施及び計画の見直しという一連の流れ（PDCA サイクル）により行います。

また、計画の定期的な見直し（ローリング）は、5年ごとに実施することとし、その時点での経営環境に照らし合わせて、計画の見直しを行います。

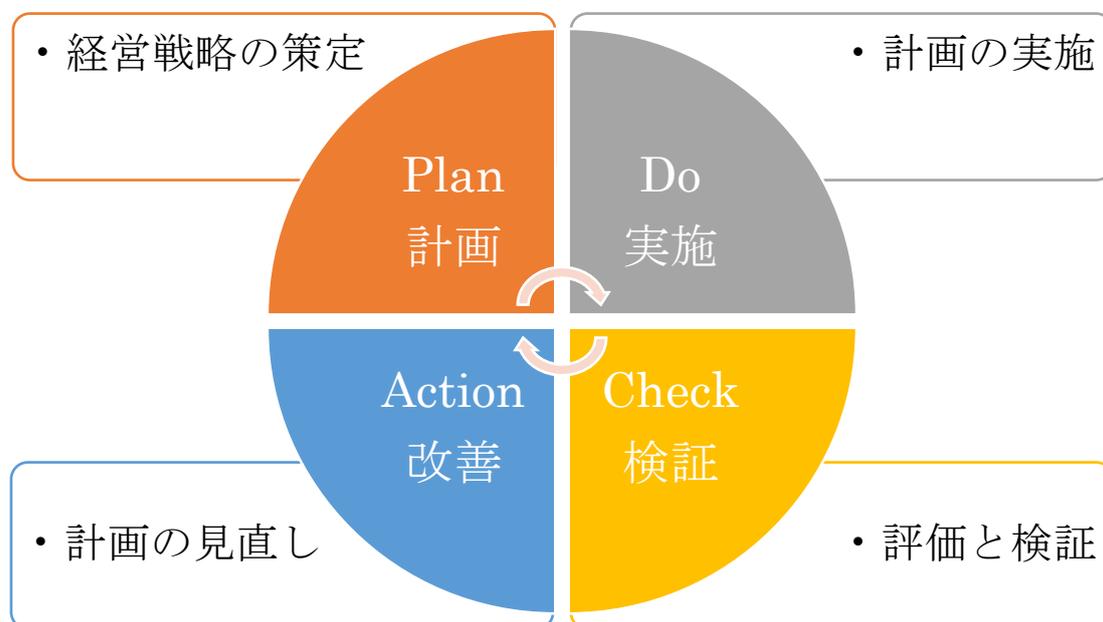


図 8-1 PDCA サイクル

【別紙】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－収益的収支

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度	前年度	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
		(決算)	(決算見込)	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度	度
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)	135,228	133,914	137,819	136,026	136,868	137,949	134,151	125,109	118,821	92,217	73,097	62,019		
	(1) 営 業 収 益 (B)	42,995	42,923	42,791	42,659	42,527	42,395	42,269	42,131	41,999	41,867	41,735	41,657		
	ア 料 金 収 入	42,995	42,923	42,791	42,659	42,527	42,395	42,269	42,131	41,999	41,867	41,735	41,657		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	92,233	90,991	95,028	93,367	94,341	95,554	91,882	82,978	76,822	50,350	31,362	20,362		
	ア 他 会 計 繰 入 金	92,222	90,980	95,017	93,356	94,330	95,543	91,871	82,967	76,811	50,339	31,351	20,351		
	イ そ の 他	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	
	2 総 費 用 (D)	55,913	53,752	52,386	50,992	49,563	48,109	46,670	45,350	44,238	43,511	43,050	42,905		
	(1) 営 業 費 用	41,389	40,875	41,003	41,135	41,268	41,403	41,542	41,679	41,819	41,961	42,103	42,262		
	ア 職 員 給 与 費	13,803	13,944	14,082	14,222	14,364	14,508	14,654	14,800	14,948	15,098	15,248	15,400		
	ウ ち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	27,586	26,931	26,921	26,913	26,904	26,895	26,888	26,879	26,871	26,863	26,855	26,862		
	(2) 営 業 外 費 用	14,524	12,877	11,383	9,857	8,295	6,706	5,128	3,671	2,419	1,550	947	643		
ア 支 払 利 息	14,524	12,877	11,383	9,857	8,295	6,706	5,128	3,671	2,419	1,550	947	643			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	79,315	80,162	85,433	85,034	87,305	89,840	87,481	79,759	74,583	48,706	30,047	19,114			
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	34,375	59,833	45,332	1,991	26,243	26,151	25,878	25,478	30,326	399	344	287		
	(1) 地 方 債	12,400	24,100	16,600		10,487	10,487	10,487	10,487	12,584					
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,924	1,910	1,950	1,991	2,033	1,941	1,668	1,268	1,274	399	344	287		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金	18,789	33,823	26,782		13,723	13,723	13,723	13,723	16,468					
	(6) 工 事 負 担 金														
	(7) そ の 他	1,262													
	2 資 本 的 支 出 (G)	110,668	139,995	130,765	87,025	113,548	115,991	113,359	105,237	104,909	49,105	30,391	19,401		
	(1) 建 設 改 良 費	33,735	61,902	48,204	900	25,900	25,900	25,900	25,900	25,900	30,900	900	900	900	
	ウ ち 職 員 給 与 費														
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	76,933	78,093	82,561	86,125	87,648	90,091	87,459	79,337	74,009	48,205	29,491	18,501		
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 76,293	△ 80,162	△ 85,433	△ 85,034	△ 87,305	△ 89,840	△ 87,481	△ 79,759	△ 74,583	△ 48,706	△ 30,047	△ 19,114			

【別紙】農業集落排水事業 投資・財政計画（収支計画）－資本的収支

収支再差引 (E)+(I) (J)	3,022												
積立金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)													
前年度繰上充用金 (M)													
形式収支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,022												
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)													
実質収支黒字 (P)													
(N)-(O) 赤字 (Q)													
赤字比率 ( $\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$ )													
収益的収支比率 ( $\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$ )	101.8	101.6	102.1	99.2	99.8	99.8	100.0	100.3	100.5	100.5	100.8	101.0	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)													
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	42,995	42,923	42,791	42,659	42,527	42,395	42,269	42,131	41,999	41,867	41,735	41,657	
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)	42,995	42,923	42,791	42,659	42,527	42,395	42,269	42,131	41,999	41,867	41,735	41,657	
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高 (W)													
地方債残高 (X)	712,480	658,487	592,526	506,401	429,240	349,636	272,664	203,815	142,389	94,184	64,693	46,193	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	令和3年 度	令和4年 度	令和5年 度	令和6年 度	令和7年 度	令和8年 度	令和9年 度	令和10 年度	令和11 年度	令和12 年度
収益的収支分	92,222	90,980	95,017	93,356	94,330	95,543	91,871	82,967	76,811	50,339	31,351	20,351
うち基準内繰入金	89,535	89,060	91,994	93,356	93,910	94,856	90,919	81,740	75,154	49,356	30,094	18,857
うち基準外繰入金	2,687	1,920	3,023		420	687	952	1,227	1,657	983	1,257	1,494
資本的収支分	1,924	1,910	1,950	1,991	2,033	1,941	1,668	1,268	1,274	399	344	287
うち基準内繰入金	1,924	1,910	1,950	1,991	2,033	1,941	1,668	1,268	1,274	399	344	287
うち基準外繰入金												
合 計	94,146	92,890	96,967	95,347	96,363	97,484	93,539	84,235	78,085	50,738	31,695	20,638

【別紙】 農業集落排水事業 経営比較分析表

経営比較分析表（令和元年度決算）

鹿児島県 伊佐市

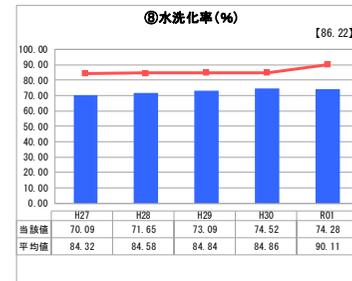
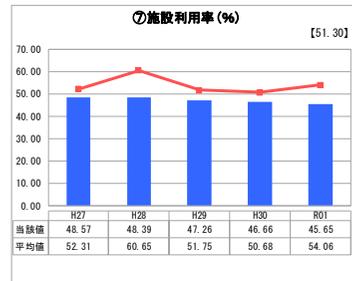
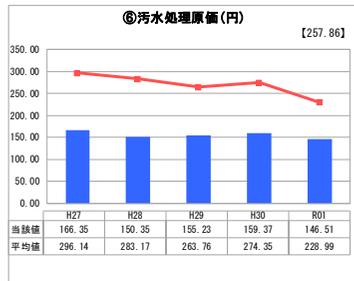
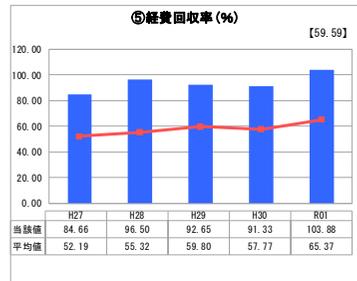
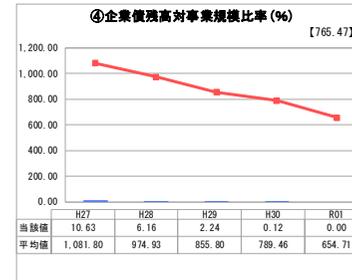
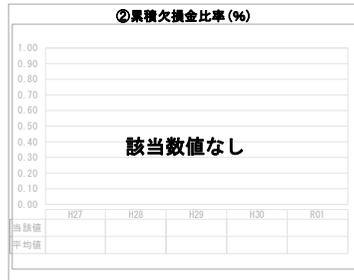
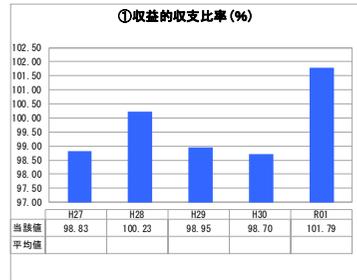
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	12.08	100.00	3,300

人口(人)	面積(km <sup>2</sup> )	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
25,605	392.56	65.23
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km <sup>2</sup> )	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> )
3,064	2.84	1,078.87

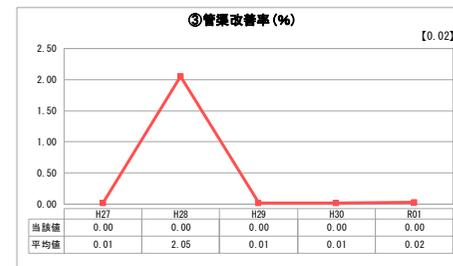
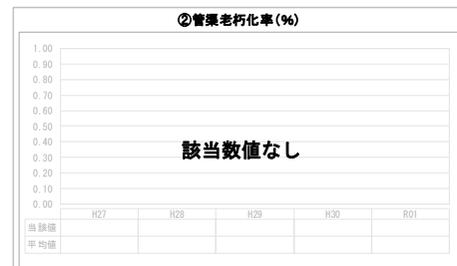
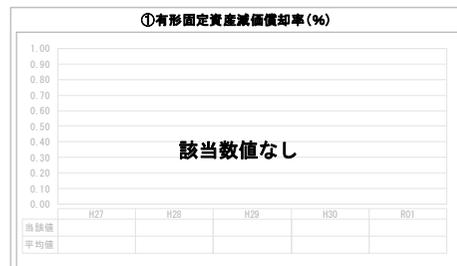
**グラフ凡例**

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率については、収益の大部分を一般会計からの繰入金に依存している状況である。令和2年度末に経営戦略策定予定であり、加えて令和2年度末から3か年計画で令和5年度に企業会計化する。工事では平出水地区の機能強化対策事業の調査を令和3年度に行い、工事を令和5年度から令和9年度までの5か年で行う予定である。これらのことを考慮し、「最適整備構想」の実現に取組みながら、経営の安定を図っていく。

②累積欠損比率については、該当数値なし。

③流動比率については、該当数値なし。

④企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較すると少額である。引き続き企業債残高の抑制に努めるため、低コストを意図した機能強化対策を行い老朽化した施設や機械の更新を行っていく。

⑤経費回収率については、類似団体の指標を大きく上回り良好である。今後も更なる費用削減に努め更新投資に充てる財源確保に努める。

⑥汚水処理原価については、類似団体指標よりも低く良好である。引き続き費用削減と効率的な汚水処理に努める。

⑦施設利用率については、類似団体よりも低い指数となっている。広報紙等で加入促進を啓発し、加入者の増加に努めていく。機械設備更新時においては、将来の汚水処理人口の減少も考慮して、過大スベックとならないように留意して更新していく。

⑧水洗化率については、類似団体よりも低い指数となっている。令和元年度の集排への新規加入は10件であった。今後も引き続き、汲み取り式から水洗への移行を広報紙等で啓発していく。

2. 老朽化の状況について

市内3地区の処理施設の中で、最も古い菱刈地区の菱刈中央は平成元年度供用開始時で、既に31年が経過し機能対策工事を平成15年度に行い、令和2年度にも行う予定である。菱刈北部は平成12年度供用開始で既に20年が経過し、平成28年度から令和2年度までの5か年かけて機能対策工事を行っている。また、平出水地区は平成16年度に供用開始で既に16年が経過し、機能強化対策事業の調査を令和3年度に行い、工事を令和5年度から令和9年度までの5か年で行う予定である。今後も、計画的に機能強化対策事業等で施設の機械電気設備等の更新を進め施設及び機械電気設備等の老朽化に対応していく。

また、管渠についても状態を確認しながら更新していく。

全体総括

人口減少に伴う料金収入の減少や施設の老朽化に伴う改修費用の増加が見込まれるため、施設改修費用の低コストを実現するために策定した中長期的な改修計画「最適整備構想」の実現に取組みながら、経営の安定を図っていく。

また、処理区域内における非水洗世帯、単独・合併浄化槽からの移行については広報紙等を通じて呼びかけ、さらなる汚水処理環境の構築を目指すしていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。